

# 令和3年第5回（12月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

令和3年11月30日（火曜日）

## 議事日程 第1号

令和3年11月30日（火曜日）午前9時開議

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 会期の決定  |
| 日程第 3 | 議長諸報告  |
| 日程第 4 | 請願・陳情文書表   |
| 日程第 5 | 発議第 3号 みなかみ町議会議員定数条例の一部を改正する条例について<br>発議第 4号 みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 6 | 報告第18号 令和2年度（繰越）災害復旧事業下羽場地区頭首工災害復旧工事請負<br>変更契約の専決処分報告について  |
| 日程第 7 | 承認第 7号 令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告に<br>ついて  |
| 日程第 8 | 議案第53号 令和3年度災害復旧事業下羽場地区頭首工災害復旧工事の建設工事請<br>負契約の締結について   |
| 日程第 9 | 議案第54号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について<br>議案第55号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第10 | 議案第56号 みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第11 | 議案第57号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につ<br>いて   |
| 日程第12 | 議案第58号 みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例に<br>ついて  |
| 日程第13 | 議案第59号 指定管理者の指定について（みなかみ町水紀行館（交流促進センター<br>・活性化センター・水産学習館））<br>議案第60号 指定管理者の指定について（みなかみ町奈良俣サービスセンター）<br>議案第61号 指定管理者の指定について（みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーショ<br>ン施設（湯島オートキャンプ場））<br>議案第62号 指定管理者の指定について（湯桧曾公園）<br>議案第63号 指定管理者の指定について（みなかみ町湯桧曾地区足湯）<br>議案第64号 指定管理者の指定について（みなかみ町永井宿郷土館）<br>議案第65号 指定管理者の指定について（みなかみ町武尊青少年旅行村） |
| 日程第14 | 議案第66号 令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）について<br>議案第67号 令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につい   |

て

日程第15 一般質問

- ◇ 石坂 武 君 . . . . 1. 道路台帳整備後の事業展開は  
2. 都市計画税廃止地区への対応は
  - ◇ 阿部賢一 君 . . . . 1. 新生みなかみ中学校開校に向けての取組について  
2. 福祉の充実
  - ◇ 阿部 清 君 . . . . 1. 犬猫殺処分ゼロに向けた取組
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（17人）

1番	牧田直己君	2番	茂木法志君
3番	鈴木美香君	4番	阿部清君
5番	高橋視朗君	6番	窪田金嘉君
7番	本多公保君	8番	高橋久美子君
9番	森健治君	10番	鈴木初夫君
11番	石坂武君	12番	中島信義君
13番	阿部賢一君	14番	高橋市郎君
15番	久保秀雄君	16番	小野章一君
17番	山田庄一君		

欠席議員 なし

## 会議録署名議員

9番	森健治君	12番	中島信義君
----	------	-----	-------

## 職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	桑原孝治	書記	泉雪江
書記	山田直樹		

## 説明のため出席した者

町長	鬼頭春二君	副町長	宮崎育雄君
教育長	田村義和君	会計課長	原澤右文君
総務課長	杉木隆司君	総合戦略課長	林市治君
税務課長	佐藤富士夫君	町民福祉課長	中島修一君
子育て健康課長	上村真弓君	生活水道課長	金子喜一郎君
農林課長	原澤真治郎君	観光商工課長	高野明夫君
地域整備課長	林昇君	学校教育課長	高橋康之君
生涯学習課長	河合博市君	水上支所長	木村伸介君
新治支所長	原澤達也君		

## 開 会

午前9時 開会

議 長（山田庄一君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、発言時を含め、常時マスクの着用をお願いいたします。

なお、アクリル板設置場所に限り、マスクを外しての発言を認めます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより令和3年第5回（12月）みなかみ町議会定例会を開会いたします。

## 町長挨拶

議 長（山田庄一君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は12月定例議会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

明日から師走になり、何かと慌ただしい年の瀬を迎え、皆様には多忙の日々をお過ごしのことと思います。谷川岳には数回の積雪があり、11月24日には水紀行館を会場に高崎河川国道事務所主催の除雪出陣式が行われました。町としても町道除雪のため除雪センターを中心に準備に万全を期しております。

さて、新型コロナウイルス新規感染者数は全国的に減少傾向にありますが、世界的にはヨーロッパ、韓国など感染者が拡大をしております。第3回目となるワクチン接種は、みなかみ町においても先行接種の医療従事者には先日接種券の配布を開始いたしました。その後は8か月経過した人から順次接種券を配布いたします。住民の方の接種体制については医師会と調整中ではありますが、2月末から実施できるよう準備をしております。ワクチンの供給等も含め、決定次第周知していきたいと思っております。

次に、沼田高校と沼田女子高の統合については、11月22日に第2回利根沼田地区の高等学校の在り方に関する懇談会が開催され、県教育委員会から開校時期は2025年4月、1学年を5から6学級とする新校には普通高校を設置する案が示されました。基本方針は、1つとして高いレベルの進学を目指す男女共学の新校を設置、2つ目として地域の未来を担う高い志を持った次世代リーダーを育成、3点目として地域と連携し、群馬ならではの新しい学びを推進、4点目として両校の伝統と優れた取組を継承、発展の以上の4

項目といたしました。22年度に設置場所や定員、定時制の概要、23年度に教育課程などの基本構想、24年度に校名などを定める方針で、地元と丁寧に意見交換をしながら進めていくとの説明があり、市町村長や地元代表者に了承されました。新たな新高校の姿が示され、受験生の地区外流出に歯止めがかかることを期待したいと思っております。

さて、12月定例議会に提案いたします案件は、報告1件、承認1件、条例5件、補正予算2件、その他8件であります。詳細につきましては後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

---

## 開 議

議 長（山田庄一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（山田庄一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

9番 森 健 治 君

12番 中 島 信 義 君 を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

議 長（山田庄一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日11月30日より12月10日までの11日間としたい考え方であります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日11月30日より12月10日までの11日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 議長諸報告

議長（山田庄一君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の主な事項について報告いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、多くの行事が中止や延期となりました。

このような中で、9月22日には産学官金による包括連携協定締結式が開催され、出席いたしました。

10月4日には第2回上毛高原駅駅名変更に関する準備会が開催され、17日には第15回福祉ふれあいフェスティバルの式典の部が開催され、26日には忠霊塔参拝が実施され、29日には第9回都市計画審議会が開催され、出席いたしました。

10月18日及び11月15日には、定例利根郡議長会や利根沼田広域市町村圏振興整備組合定例議員協議会が開催され、11月15日には利根沼田学校組合議会議員協議会も開催され、出席いたしました。

11月22日には第2回利根沼田地区の高等学校の在り方に関する懇談会が開催され、24日には利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会定例会が開催され、出席いたしました。

その他日程は、議会事務局で閲覧くださるようお願いいたします。

以上をもちまして、議長諸報告といたします。

---

#### 日程第4 請願・陳情文書表

議長（山田庄一君） 日程第4、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会における請願・陳情はお手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

---

[巻末 参考資料]

---

議長（山田庄一君） 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第5 発議第3号 みなかみ町議会議員定数条例の一部を改正する条例について

発議第4号 みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（山田庄一君） 日程第5、発議第3号、みなかみ町議会議員定数条例の一部を改正する条例について及び発議第4号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

石坂武君より提案理由の説明を求めます。

石坂武君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 発議第3号及び第4号について一括してご説明申し上げます。

まず、発議第3号、みなかみ町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本町議会議員の定数につきましては、議会の根幹に関わる重要事項であり、議会制民主主義と民意の反映の上から議員定数検討会を組織し検討を重ね、議会全員協議会においても慎重に検討を重ねてきたものであります。町の行財政運営においては、人口減少や少子高齢化等、また現状はコロナ禍でもあり、今後も大変厳しい状況が続くことが予想されます。このような状況下、経費削減や事務事業の効率化等、さらなる行財政改革が急務となっておりますが、議会機能の低下を招くことがないよう進めていかなければなりません。

検討結果として、本町議会の機能を維持し、かつ最小限の構成で議会運営ができる適正な定数は14人であり、常任委員会は2つの委員会とすることとしたところであります。今回の改正は、検討結果を基に、次の一般選挙から議員定数については18人を14人とするものであります。

次に、発議第4号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議員定数の改正に伴い、常任委員会等の定数を改正するものであります。今回の改正は次の一般選挙において選挙される議員の任期が始まる日から、常任委員会について3委員会を2委員会に、委員の定数については6人を7人とし、あわせて名称や所管についても改正するものであります。また、議会運営委員会の委員の定数についても8人を6人に改正するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第3号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて発議第3号の質疑を終結いたします。

次に、発議第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて発議第4号の質疑を終結いたします。

これより発議第3号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

1番 牧田君。

（1番 牧田直己君登壇）

1番（牧田直己君） 発議第3号について賛成の立場から討論を行います。

みなかみ町議会議員定数条例の一部を改正する条例について、現行の18人の議員定数から14人とする改正案については私は賛成をいたします。

これまで議員定数につきましては、議会全員協議会等にて全議員と議論を重ねてまいりました。それら議論の中では様々な町の行財政運営の課題に目を向けながら、議会としても町の将来を見据え、議員定数の削減が必要であると意見でまとまりました。また、定数については、県内の町村や全国の類似団体の町村の状況を把握するなど、様々な角度から検討を行ってきました。その結果、14人が妥当であるとの方向性が出たところでございます。町の人口比に対する議員数についてや新たな常任委員会の運営方法などを考慮すると、本町議会の機能を維持し、議会運営できる定数は14であるとの考えに至りました。

以上をもちまして賛成討論とさせていただきます。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて発議第3号の討論を終結いたします。

発議第3号、みなかみ町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号、みなかみ町議会議員定数条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより発議第4号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

牧田君。

（1番 牧田直己君登壇）

1番（牧田直己君） 発議第4号について賛成の立場から討論を行います。

現在は、3つの常任委員会ですが、それを2つにすることによって各課が持つ情報や課題に対し、より横断的な委員会運営となることが期待されます。加えて、委員会人数を6人から7人に変更することによって、今よりも活発な議論が行われることが予想されます。これらを鑑みても、議会の効率化や活性化につながることを考えられます。

以上をもちまして賛成討論とさせていただきます。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて発議第4号の討論を終結いたします。

発議第4号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

**日程第6 報告第18号 令和2年度（繰越）災害復旧工事下羽場地区頭首工災害復旧工事請負変更契約の専決処分報告について**

**議長（山田庄一君）** 日程第6、報告第18号、令和2年度（繰越）災害復旧事業下羽場地区頭首工災害復旧工事請負変更契約の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より専決処分報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

**町長（鬼頭春二君）** 報告第18号についてご報告申し上げます。

令和3年3月議会でご議決をいただきました令和2年度（繰越）下羽場地区頭首工災害復旧工事請負契約であります。提内地（民有地）に設置する工事用仮設道路の増設及び右岸護岸工の増工により、工事費が約520万円の増額となりました。一方、本体工及び護床工の設置延長の減工により、工事費が約560万円減額となりました。全体では工事費を40万7,000円減額し、契約金額を8,979万3,000円として変更契約するものであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年11月8日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

**議長（山田庄一君）** 以上で、報告第18号、令和2年度（繰越）災害復旧事業下羽場地区頭首工災害復旧工事請負変更契約の専決処分報告についてを終わります。

---

**日程第7 承認第7号 令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告について**

**議長（山田庄一君）** 日程第7、承認第7号、令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より専決処分報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

**町長（鬼頭春二君）** 承認第7号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に関連した予算計上となっております。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,739万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億6,018万2,000円といたしました。

歳出予算の内訳は、2款総務費、4項選挙費180万6,000円の増額は、衆議院議員選挙事業です。

6款農林水産業費、1項農業費1,000万円の増額は、地域の農林水産物利用促進事業です。

7款商工費、1項商工費の400万円の増額は、中小企業融資制度利子補給金交付事業で、2項観光費6,158万4,000円は、電子地域通貨運営活用事業となります。

続いて、財源となる歳入補正ですが、国庫支出金2,647万8,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金です。

県支出金180万6,000円の増額は、衆議院議員選挙事務委託金です。

繰入金110万6,000円の増額はふるさと応援基金繰入金で、諸収入の4,800万円は電子地域通貨チャージ収入分となります。

以上が一般会計補正予算（第4号）の概要となります。

地方自治法第179条第1項の規定により、9月30日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

承認第7号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて承認第7号の質疑を終結いたします。

これより承認第7号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて承認第7号の討論を終結いたします。

承認第7号、令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号、令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

---

日程第8 議案第53号 令和3年度災害復旧事業下羽場地区頭首工災害復旧工事の建設工事請負契約の締結について

議長（山田庄一君） 日程第8、議案第53号、令和3年度災害復旧事業下羽場地区頭首工災害復旧工事の建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第53号につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、令和3年度災害復旧事業下羽場地区頭首工災害復旧工事の建設工事請負契約を締結するものであります。

本工事につきましては、令和2年度(繰越)災害復旧事業の施工箇所と同一であり、かつ工事期間が重複するため、一連で作業することが必要であります。また、経費の合算によりコストの削減が図られる等の理由により、地方自治法施行令第167条の2、第1項第6号に基づき、令和2年度(繰越)災害復旧事業下羽場地区頭首工災害復旧工事の受注者である利根郡みなかみ町湯宿温泉2086番地の1、木内建設株式会社代表取締役、木内孝広と随意契約するものであります。

令和3年11月18日、見積入札に付した結果、契約金額5,610万円で落札となりました。当該者を契約の相手方として建設工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第53号について質疑ありませんか。

久保君。

15番(久保秀雄君) この工事の契約について今町長のほうから説明をいただきました。契約の方法が随意契約と、こういう形で提案されております。みなかみ町も事前に数字を公表すると、こういう形を取ってきています。そして、5,000万円を超えるものについては入札でと、こういうこともあろうかと思えます。そういう意味では、今回随意契約という形になっておりますけれども、その辺にした理由についてもう少し詳細に教えていただければと思います。

議長(山田庄一君) 農林課長。

(農林課長 原澤真治郎君登壇)

農林課長(原澤真治郎君) ご説明申し上げます。

今回の契約の中身、工事の内容でございます。頭首工が延長で39.75メートル、護床工が573.4平米、左岸の護岸工が139.4平米という内容でございます。

先ほども町長のほうからご説明を申し上げたとおり、繰越しの部分の工事と期間が重なるということがありまして、一緒に進めなければならないということがございます。また、一括でこのまま発注した場合の経費の合算のコストの削減を図ったところ、額的に安いという額が出たものですから、そこら辺の経費の削減が図れるということで随契をさせていただきました。

以上です。

議長(山田庄一君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第53号の質疑を終結いたします。

これより議案第53号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第53号の討論を終結いたします。

議案第53号、令和3年度災害復旧事業下羽場地区頭首工災害復旧工事の建設工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号、令和3年度災害復旧事業下羽場地区頭首工災害復旧工事の建設工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第54号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について

議案第55号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長(山田庄一君) 日程第9、議案第54号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例について及び議案第55号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第54号から議案第55号まで一括してご説明申し上げます。

まず、議案第54号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日から施行されたことに伴い、関連する条例について改正を行うものであります。

第24条第2項及び附則第5条1項の改正は、地方税法施行令第47条の3及び地方税法附則第3条の3、第4項の改正に伴う改正であります。個人町民税の均等割及び所得割の非課税限度額について、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様とするものであります。

第34条の7、第1項の改正は、所得税法第78条の改正に伴う改正であります。特定公益増進法人等に対する寄附金税額控除について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外するものであります。

第36条の3の3、第1項の改正は、地方税法第317条の3の3改正に伴う改正であります。個人町民税の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しによるもので

あります。

附則第6条の改正は、地方税法附則第4条の4、第3項の改正に伴う改正であります。医療費控除に係るセルフメディケーション税制の延長によるものであります。

次に、議案第55号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するため、国民健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に全世代対応型の社会保障制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布されたことに伴い、条例の改正を行うものであります。

第23条の改正は、地方税法第73条の5の改正に伴う改正であります。子育て世代の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割額についてその5割を公費により軽減するものであります。

第23条を除く条例の改正は、法律、政令改正に合わせた改正及び規定の整備によるもので、規定の明確化、不要な規定の削除及び所要の規定の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第54号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第54号の質疑を終結いたします。

次に、議案第55号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第55号の質疑を終結いたします。

これより議案第54号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第54号の討論を終結いたします。

議案第54号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第55号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第55号の討論を終結いたします。

議案第55号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第56号 みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長(山田庄一君) 日程第10、議案第56号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第56号についてご説明申し上げます。

国民健康保険の出産育児一時金は、国民健康保険法により市町村が条例で定めることができることとされ、条例等でその額を国民健康保険法施行令が定める額に準拠して定めています。このたび、国民健康保険法施行令等の一部が改正され、出産育児一時金等の支給額が見直されたことに合わせて町条例の一部を改正するものであります。

改正内容といたしましては、第4条第1項中の出産育児一時金40万4,000円を40万8,000円に、加算額1万6,000円を1万2,000円に改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第56号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第56号の質疑を終結いたします。

これより議案第56号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第56号の討論を終結いたします。

議案第56号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第57号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長(山田庄一君) 日程第11、議案第57号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第57号についてご説明申し上げます。

福祉医療制度は子供、重度心身障害者または母子家庭等の一定の要件を満たす方の医療保険の一部自己負担額を無料化する群馬県と市町村の制度であります。このたび、群馬県福祉医療費補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、町条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容といたしましては、第3条第3項の所得の計算方法に係る記載の改正、第2条第7項の電子資格確認及び電子的確認の定義の改正であります。

また、第3条第1項第4号の改正は、文言の修正であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第57号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第57号の質疑を終結いたします。

これより議案第57号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第57号の討論を終結いたします。

議案第57号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第58号 みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例について

議 長（山田庄一君） 日程第12、議案第58号、みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 議案第58号についてご説明申し上げます。

現在、町では町立小中学校の児童生徒及び認定こども園園児の遠距離通学通園の利便を図ることを目的として、スクールバスを運行しております。このたび、町内の中学校統合により、スクールバス対象地域が変更となるため、条例改正を行うものであります。

内容といたしましては、スクールバス利用対象者の居住地区に新たに旧水上中学校区、旧新治中学校区、旧藤原中学校区を加えて、あわせて小学校の居住地区に高日向区を加えるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第58号について質疑ありませんか。

中島君。

12番（中島信義君） 小学校については各地区名が記載されております。中学校については学校区という、曖昧という言い方をするとあれなんですけれども、大変広範囲になっていますけれども、生徒がそれぞれの地区、細かい地区にたまたまいたときに、そこに学校区であるからスクールバスを運行するという方向もこの中にうたっているという解釈でよろしいのでしょうか。

議 長（山田庄一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 高橋康之君登壇）

学校教育課長（高橋康之君） 質問にお答えいたします。

ただいまのご質問のとおりでございます。

議 長（山田庄一君） 中島君。

12番（中島信義君） 簡単明瞭でありありがとうございます。

今の小学校では遠いところ、地区名を言うと土合方面は多分スクールバス行っていないような気がするんですけれども、そういったところに例えば中学になったときにはそこまでバスを出すというような検討もなされたのでしょうか。

議長（山田庄一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 高橋康之君登壇）

学校教育課長（高橋康之君） こちらにつきましては、地域関連部会においてこれまでの路線等も含めて検討させていただきました。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

小野君。

16番（小野章一君） 今回中学校の統合ということでこういうものの改正というふうに思っております。ただ、1つ、旧月夜野中学校時代に中学校が2校統合されました。そのときに、月夜野の北部地区においてはスクールバスが川西と川東に運行されていたわけでありまして、そのスクールバスの運行委員会というものが北小学校にあり、毎年それらについて協議をされ、次年度に向けているわけでありまして。そんな中で、これからの取組でいいんですけれども、そんな中で中学校のスクールバスに小和知地区、また大沼、吉平地区と一緒に乗せていただけるんだというようなことが、細かなことではございますけれども、明記されております。そんな中で、今回そこら辺の小学生の遠距離通学、今までの中でのやっていたことがどのように行われるかも一つの協議事項かなというふうに思っております。そこら辺のところの考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（山田庄一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 高橋康之君登壇）

学校教育課長（高橋康之君） お答えいたします。

ただいまの質問でございますけれども、これまでもそれぞれの地区で学校統合がございまして、それに伴う申合せということもございまして。これにつきましては、地域関連部会の中でもそれらを踏まえて検討を重ねてきたところでございます。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第58号の質疑を終結いたします。

これより議案第58号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第58号の討論を終結いたします。

議案第58号、みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号、みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

- 日程第13 議案第59号 指定管理者の指定について（みなかみ町水紀行館（交流促進センター・活性化センター・水産学習館））
- 議案第60号 指定管理者の指定について（みなかみ町奈良俣サービスセンター）
- 議案第61号 指定管理者の指定について（みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設（湯島オートキャンプ場））
- 議案第62号 指定管理者の指定について（湯桧曾公園）
- 議案第63号 指定管理者の指定について（みなかみ町湯桧曾地区足湯）
- 議案第64号 指定管理者の指定について（みなかみ町永井宿郷土館）
- 議案第65号 指定管理者の指定について（みなかみ町武尊青少年旅行村）

議長（山田庄一君） 日程第13、議案第59号、指定管理者の指定について（みなかみ町水紀行館（交流促進センター・活性化センター・水産学習館））から議案第65号、指定管理者の指定について（みなかみ町武尊青少年旅行村）まで、以上7件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第59号から議案第65号まで一括してご説明申し上げます。

今回上程いたしますのは、本年度において指定管理期間の満了する6施設と、指定管理者から指定取消しの申出を受け改めて指定する1施設の合計7施設であります。

内容につきましては、11月10日にみなかみ町公の施設指定管理者選定委員会を開催し、審議いただいたところでございます。

初めに、管理期間満了の6施設については、それぞれ設置当時の様々な経緯を考慮し、また今までの適正管理の実績を踏まえ、特例指定として現管理者を継続して指定するものであります。

指定期間については、全て令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となります。年間指定管理料は、みなかみ町水紀行館、みなかみ町奈良俣サービスセンター、みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設湯島オートキャンプ場はゼロ円、湯桧曾公園40万円、みなかみ町湯桧曾地区足湯14万円、みなかみ町永井宿郷土館50万円です。

次に、みなかみ町武尊青少年旅行村につきましては、現管理者が令和3年12月15日付で新会社へ事業譲渡を行うため、改めて指定管理の指定を行うものであります。

当施設は、群馬県有施設宝台樹キャンプ場内にあり、群馬県と一体的に管理運営を行っております。今回、群馬県も同様の事務手続を進め、株式会社水上宝台樹リゾートを指定管理者に選定しているため、町といたしましても県に準じ、同会社を指定管理者に指定するものであります。

指定期間につきましては、前指定管理者の残期間とし、令和3年12月15日から令和7年3月31日の3年107日となります。また、年間指定管理料は前管理者と同額の209万円ですが、今年度につきましては日割計算による61万3,000円となります。

以上、一括してご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第59号、指定管理者の指定について（みなかみ町水紀行館（交流促進センター・活性化センター・水産学習館））から、議案第65号、指定管理者の指定について（みなかみ町武尊青少年旅行村）まで、以上7件の質疑以降についてを後日の本会議において審議したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号、指定管理者の指定について（みなかみ町水紀行館（交流促進センター・活性化センター・水産学習館））から、議案第65号、指定管理者の指定について（みなかみ町武尊青少年旅行村）まで、以上7件の質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定されました。

日程第14 議案第66号 令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）について

議案第67号 令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議長（山田庄一君） 日程第14、議案第66号、令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）について及び議案第67号、令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第66号から議案第67号まで一括して説明させていただきます。

まず、議案第66号、令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,435万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億1,453万6,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、人事異動に伴う職員人件費の組替えとなります。

人件費以外につきましては、2款総務費では、1項総務管理費の真沢ファーム交流施設管理運営事業400万円の増額が主なものであります。

3款民生費では、1項社会福祉費の地域力強化推進事業215万7,000円、後期高

年齢医療療養給付費負担事業1,209万円の増額。また、2項児童福祉費では、子育て家庭住宅整備費補助事業1,300万円の増額と、いはるこども園管理運営事業223万4,000円の減額が主なものであります。

7款商工費では、2項観光費の藤原湖マラソン開催費補助事業720万円の減額です。

8款土木費では、2項道路橋梁費の道路ストック総点検老朽化対策事業350万円、単独道路改良事業1,500万円の増額と、4項都市計画費、下水道事業特別会計繰入金事業2,000万円の増額です。

9款消防費では、1項消防費の消防ポンプ操法競技会事業210万円の減額が主なものです。

10款教育費では、5項社会教育費の奄美大島青少年交流事業147万4,000円、6項保健体育費の町民体育祭事業304万1,000円とプール開放事業326万6,000円の減額及び7項学校給食費の新治給食センター管理運営事業561万円の増額です。

また、財源となる歳入補正は、地方交付税7億572万7,000円と国庫支出金571万3,000円の増額、繰入金6億6,622万円と諸収入36万6,000円の減額及び町債950万円の増額となります。

地方債補正につきましては第2表のとおりであります。

以上が一般会計の補正内容であります。

次に、議案第67号、令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,020万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,920万3,000円とするものであります。

歳出補正は、1款総務費、1項総務管理費460万3,000円は、人事異動に伴う職員人件費の増額であります。

2款下水道事業費、2項特定環境保全公共下水道費560万円の増額は特定環境保全公共下水道建設事業で、3項流域下水道費2,000万円の増額は流域下水道維持管理費負担事業です。

また、財源となる歳入補正は全て増額補正となります。

内訳は、分担金及び負担金20万円、繰入金2,000万円、繰越金460万3,000円、町債540万円です。

地方債補正につきましては第2表のとおりであります。

以上が下水道事業特別会計の補正内容であります。

議案第66号から議案第67号まで一括して説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

**議長（山田庄一君）** 提案理由の説明が終了しました。

お諮りいたします。

議案第66号、令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）について及び議案第67号、令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての2件の質疑以降についてを後日の本会議において審議したいと思いますと思いますが、これにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号、令和3年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)について及び議案第67号、令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての2件の質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定されました。

議長(山田庄一君) ここで暫時休憩をいたします。再開を10時15分とします。

( 9時57分 休憩)

(10時15分 再開)

議長(山田庄一君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

## 日程第15 一般質問

通告順序1 11番 石坂 武 1. 道路台帳整備後の事業展開は  
2. 都市計画税廃止地区への対応は

議長(山田庄一君) 日程第15、一般質問を行います。

一般質問については、11名の議員より通告がありました。

本日は、3名の方の質問を順次許可いたします。

初めに、11番石坂武君の質問を許可いたします。

石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) 11番石坂。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本日は、1問目に大変高額な金額を使って行ったみなかみ町道路台帳整備等統合整備事業の内容とその後の有効活用への取組についてはどうなっているかについて1問目です。

2問目は、今年度より水上地区、粟沢、綱子、幸知、湯檜曾、大穴、すなわち中部5地区の都市計画税が廃止になりました。しかしながら、これで全て解決したというわけではなく、事後の取組が大事だということについて質問をさせていただきます。

なお、質問が多岐に及びますので回答はなるべく簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、まず1問目、当町の道路台帳整備事業と関連事業の取組についてです。

当町においては、平成29年度から令和元年度の3年間でたしか予算総額は約3億円ほどの経費により整備がされたと承知をしておりますが、これについては、いわゆるGISということだと思っておりますが、それに間違いはないかと、GISとはどういうことなのか、内容についてのまず説明をお願いします。

議長（山田庄一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 石坂議員のご質問にお答えをいたします。

まず、GISとは、地理空間情報活用基本法第2条において、地理空間情報の地理的な把握または分析を可能とするため、電磁的方式により記録された地理空間情報を電子計算機を使用して電子地図上で一体的に処理する情報システムと定義をされております。すなわち、GISとは、位置に関する様々な情報を持ったデータを電子的な地図上で扱う情報システムの総称であります。位置に関する複数のデータを地図上で重ね合わせ、視覚的に判読しやすい状態に表示できるため、高度な分析や、分析結果の共有・管理がしやすくなるという利点があります。

町では、総額2億9,641万5,000円で、平成29年度から令和2年度からかけて、今まで紙で管理していた道路台帳を電子情報化する取組としてGISを整備いたしました。

整備の内容ですけれども、このGIS導入以前の旧3町村で道路法第28条及び道路法施行規則第4条の2に基づく道路台帳の整備をそれぞれの受託事業者との契約にて管理をしていましたが、今回、この道路台帳を整理統合し、電子化をすることによって道路管理業務の効率化を図ることは無論のこと、土地建物の不動産情報や水道や下水道といった社会インフラの管理まで多岐にわたる様々な情報を効果的に活用するシステムとして住民サービスの向上を図るため、道路台帳システム、GISを構築いたしました。

この取組によって、町で運用する各種の地図情報の一元化により、さらに職員が自動で業務に必要な地図情報を容易に入手することが可能となりました。さらには、道路台帳情報では町道名や道路幅員、また都市計画情報では都市計画道路の情報や用途地域、そして建蔽率や容積率など、これまでは窓口で直接お問合せいただいた内容を情報公開していることで、来庁することなく容易に取得することが可能となるなど様々な道路等に関わる業務の軽減が図られているものと考えられ、GISを利用した方からは好評をいただいているところでございます。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） また、この事業については公募型プロポーザルで実施したと思っているんですけども、何を目的としてプロポーザルにて実施したのか伺います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 高度な技術または専門的な知識を必要とする業務を町が発注するに当たって、地方自治法施行令第167条の2の規定に基づく契約を締結するため、当該業務に関する提案を求め、業務の目的及び内容に最も適した受託者を選定する手続について定めたみなかみ町プロポーザル方式等による契約手続に関する実施要領の規定に基づき公募型プロポーザルとして実施をいたしました。

公募型プロポーザル方式については、技術力や経験、その業務に対しての臨む体制などを審査し、町が知らない新たな情報等も提案していただけるなど、システム構築には特に有利であるということも理由の一つで採用をいたしました。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 3か年でこの道路台帳等の整備事業は完結されたと思っているわけですが、先ほどトータル的に2億9,000何がしというような数字をいただきました。3か年でやっていますので、1年度、2年度、3年度の経費について分けて金額で教えていただきたいと思います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 事業の内容ですけれども、平成29年度に航空写真の撮影及び現地調査、平成30年度は背景となる地図の電子化業務、最終年度は各種台帳データ整備及びインターネットによる情報公開などの一連の流れによる整備を行いました。

事業費は3か年の債務負担行為を行い、道路台帳等統合整備業務委託の契約金額は2億9,641万5,000円で、平成29年度に前払い金として1,572万円を支払いました。

平成30年度は、前年度繰越分と現年度分を合わせて1億2,232万2,400円、令和元年度は、前年度繰越分と現年度分を合わせて1億4,856万8,000円を、令和2年度に前年度繰越分として980万4,600円を支払いました。

以上です。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 9月の定例議会時、令和2年度の決算については全てが全会一致で認定されましたが、そのとき代表監査委員より決算審査意見書についての説明がありました。

町内における道路改良率は、これまでは38%程度で推移してきたが、令和2年度は約46%に達したと。これはGIS、いわゆる地理空間情報システムによる道路台帳の見直しによる効果ということで今後も道路改良が進展することが期待されるとの内容での説明がありましたけれども、令和3年度も既に8か月が経過しましたがけれども、現在の現状の改良率と今後の取組方、あるいは目標数値があればそれも教えてください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 旧道路台帳においては、精度が低くて、さらに加除方式にて管理をしていたことで見落とし等が発覚したことがあった結果、平成31年度、旧道路台帳は実延長113万210メートル、改良済み延長42万6,582メートルで、改良率は37.7%でありました。

今回の調査によりまして、令和2年度の実延長においては2万8,849メートル減の110万1,361メートル、改良済み延長は7万4,338メートル増の50万920メートルとなり、その結果、改良率が7.8%増の45.5%となり、改良率が向上した結果となりました。令和3年度については、年度途中ですので、数字は控えていません。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 今の目標数値はちょっと聞いたんですけれども、ありますか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 目標を定めるといよりも、実際の予算を投資して、解消化するものが実績として上がってくるということで、特に目標とかそういうことは設定はしておりません。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） このGISについては、先ほど事業目的により説明がありましたが、重複するかもしれませんが、道路台帳の整備とともに職員が総合的にできる全庁型のGISを構築するものとして重複投資の軽減と業務の効率化に寄与することを目的としていると思います。

この地理情報システムを使って各種様々な事業展開が想定されるわけですがけれども、具体的に各課このシステムに対し、どのような内容の事業展開をしているか伺いたい。というのは、この手元に31年度、いわゆる令和元年度版の業務委託報告書を頂いておりますけれども、各課の事業内容が書かれております。それで、各課個々で説明、一々いただくと時間がかかりますので、主なもので結構ですので、内容について、代表して誰か一括で簡潔な説明を願えればと思います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 現在、10課19係で管理している68の地図情報を整備、情報共有することができ、各施策の横断的な展開が可能となったものと認識をしています。

具体的には、以前はそれぞれの課が航空写真から別々の地図を作り、設定を行っていたんですけども、GISによって税務課の資産税係で管理して行われて航空写真を利用することで3年周期の更新で全ての地図が更新できる、そういった効率も図れております。また、操作方法は、確立したものであって、一貫性があることから人事異動によって新たに配置替えになった職員においてもすぐに利用できるということも大きなメリットであり、非常に作業効率が各段に向上してきたというふうに考えています。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 今説明いただきましたけれども、この頂いた内容以外、要するに追加して既に取り組んでいるというものがあれば、それを教えていただきたいし、またその部分がもしないとしても今後、何か構想があるようでしたら教えてください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） そうですね、ちょっとこの情報が、石坂議員が持っている資料に載っているかどうかちょっと分からないんですけども、今、特にこのGISを使って、いろんな事業に使っている主だったものをちょっと紹介させていただきますが、要援護者、消防活動、空き家対策といった具体的な事業に活用しております。

（「それは後で聞きます」の声あり）

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 冒頭申し上げたんですけども、この地理情報システムを使って、重複投資

の軽減と業務の効率化に寄与するという大命題があるわけですがけれども、具体的にその軽減された部分、また効率化が図られた部分、その辺について教えてください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 先ほどちょっと話ししてしまったんですけれども、税務課が撮った航空写真を利用し、各課で地図を作っていたものを、GISになったことによって航空写真を全庁で利用することができるようになった、この辺が一番大きな効率化につながっているかなと思います。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 説明を聞くと、各課横断的に業務を遂行していることが理解できました。特に気になるのが、先ほど町長、ちょっと触れましたけれども、災害時における要援護者等の支援のための活用、これはどうなのか。これは先ほど言ったとおり該当者の把握だとかということになると思うんですけれども、それと消防活動を支援するための活用、これは消火栓の表示だとか防火貯水槽の関係、また空き家対策としての活用、空き家の表示等になるんだと思いますけれども、その辺の取組についてちょっと教えていただければと思います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 地図上の要援護者情報は、避難所や防災施設の分布状況などが的確に把握できるように、また避難ルートの予測が可能となったり、また消防活動で有効となるのは火災現場での地理情報が最重要ということで、言うまでもないという。地図上に防火水槽の位置が載っていますから、それを見ればすぐどこに水利があるか分かるという状態です。

これらの位置情報を重ね合わせていくことで、それぞれの情報の関連性が一目で分かるようになり、その結果、総合的な災害対策を講じることが可能となっています。

また、空き家対策では、昨年の調査内容が反映されていることから、地震や台風で倒壊のおそれがある危険な建築物の把握や、さらには危険な建物の所有者への早期連絡等への対応も可能になっていると、こういうことでございます。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 次に、先日も雪が降ったわけですがけれども、これから冬季に向かい除雪対応について大いに気になるころなんですけれども、具体的に除雪業務に対してはこのシステムが使われているのかどうか、あるいは使われていないとして別対応であるならば、その内容と業務内容について教えていただきたい。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 除雪融雪情報によって、各地域区域の具体的な対応方法が把握をできるようになっております。除雪車管理システムと併せて、除雪等の速やかな作業指示が可能です。この除雪車管理システムというのは、今、Aの除雪車がどこにいて、どういうルートで除雪しているのか、地図上ですぐ分かるようになっています。例えば、町民の方がここは何

時間も除雪されていないんだけど、早く除雪してくれとか、そういう要望があれば、近くにいる除雪車をそこに回すとか、そういった指示が可能になっています。また、例えばこの場所の坂道は例年凍結して危険であると、どの場所に融雪剤を散布すれば効果が分かるようになったり、その情報が担当者が替わっても引き継がれていきますので、確実な対応が可能になってきています。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） そうすると、地理情報システムと除雪車の管理システムは、別のものという考え方でよろしいんですか。連携は取れるものと思うので。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 別のものというよりも、GIS上に作った地図上に除雪情報システムが乗っかっているというふうに考えて。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 重複するかもしれませんが、このシステムが構築されてあまり期間がたっていないわけですがけれども、大きく構築に改善をされたというふうに、そういったものを先ほども触れておりますけれども、特にあれば触れてもらいたいと思います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） このシステム構築以前は、航空写真等において税務課資産税係で管理しているシステムから印刷等を行っておりましたが、現在は全ての職員が自分の席にいて、閲覧や印刷をすることができるようになっております。GISのデータ更新が可能となるなど移動時間の短縮や業務の効率化といった改善を図ることができるようになってきたということでもあります。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 次に、町が管理する道路や年計画情報などパソコンやスマートフォン等を使って見ることができるみなかみ町地図情報の公開をしていると思うんですけども、これあまり町民の方は知らないのかなというふうに危惧しているわけですが、その辺の考え方はいかがですか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 現在、地域整備課の情報だけになりますけれども、GISで一般の町民の方の利用に提供することが可能な情報として道路台帳図や都市計画の区域、都市公園の位置図、景観計画の区域、さらには航空写真や新たな技術の図面として斜面の傾斜量により赤色の彩度で表示し、尾根や谷を確認しやすい赤色立体地図をみなかみ町地図情報の名称で公開をしています。そのため、開発業者や建設業許可業者からの照会、道路占用等の手続に関する窓口対応の業務の軽減や簡素化が図られるなど、住民サービスの向上に向けて今後も公開が可能な情報は順次公開していきたいというふうに考えています。

議長（山田庄一君） 石坂君。

( 1 1 番 石坂 武君登壇)

1 1 番 (石坂 武君) 既に今発言されている部分も含まれるんですけども、このことによって町民の皆さんは申請書の添付とかというようなことで利用できるというようなことでうたっているんですけども、具体的にどういった有効活用ができるのか教えてください。

議 長 (山田庄一君) 町長。

町 長 (鬼頭春二君) 今の行政区から提出されます要望書がありますけれども、そういったものに添付される位置図として利用されたり、開発業者や建設業許可業者からの町道に関する情報や都市計画情報の問合せ、印刷等の利用はシステム構築以前と比較して、窓口と業務の対応時間が大幅に減少し、さらに窓口で対応してきた都市計画図の提供については、システム導入以前に比べて4分の1以下というふうになっております。

議 長 (山田庄一君) 石坂君。

( 1 1 番 石坂 武君登壇)

1 1 番 (石坂 武君) 町民の方が現在までにこのシステムを実際に活用した数はどの程度あるか、具体的な数字で教えてもらえませんかでしょうか。

議 長 (山田庄一君) 地域整備課長。

(地域整備課長 林 昇君登壇)

地域整備課長 (林 昇君) 現在、窓口業務で都市計画図、そして道路台帳、そういった情報を取りにこられる町民の数は、このシステムを使い出しましてから約4分の1程度に減っていると、その4分の3についてはこの地図情報を使って、自らダウンロードをしていただいているというふうに認識しております。

以上です。

(「具体的な数字は分からないですか」の声あり)

地域整備課長 (林 昇君) 数字的にはすみません、抑えておりません、現在。

(「4分の1とか4分の3と言っているけれども、それはその扱った数は分かんないですか」の声あり)

地域整備課長 (林 昇君) 職員の感覚ということでそういうふうな報告を受けております。

議 長 (山田庄一君) 石坂君。

( 1 1 番 石坂 武君登壇)

1 1 番 (石坂 武君) ちょっとにわかに信じられない部分なんですけれども。

次にいきますけれども、生活水道課においては事務分掌の担当業務にGISに関することと記載して、取り組んでいる状況が見えます。水道施設等の利用状況確認に活用しているということでよいのかを含めて具体的な取組について教えてください。

議 長 (山田庄一君) 町長。

町 長 (鬼頭春二君) 生活水道課は、下水道管路台帳及び水道管路台帳として活用しております。来庁者の窓口対応、電話での問合せ等に対応する確認や印刷に係る時間の短縮等によってサービスの向上が図られるというふうに考えております。

また、下水道事業においては管路と埋設状況の確認や新規の接続や管路整備等の情報の簡易入力ができる等利便性が大変向上しております。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） また、頂いている資料の中で生活水道課の記載部分に負担金という項目が見受けられますけれども、これはどういう内容なのか教えてください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 下水道の受益者負担金、分担金に関する情報として、賦課状況の確認等に活用しております。また、紙台帳をシステム化したことで負担金等の賦課収納状況が、下水道台帳上で確認できるようになっておりまして、業務の効率化が図られているというふうになります。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） そうすると負担金ということですが、受益者負担金を指すのか、あるいはほかの部分もあるのか、その辺を教えてください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 今、ご説明申し上げたのは、受益者負担金、分担金。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 次に、観光商工課の記載部分にイベントマップという部分が記載があります。この部分の詳細内容について教えていただきたいと思います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大によって延期となるイベントが多い状況でしたが、GISによるイベントマップの作成につきましては、開催に伴う会場や警備及び交通規制箇所などを地図上に反映し、企画運営のための資料として活用しております。位置図としては、マラソン大会の際にメイン会場や駐車場、コース経路など航空写真と併せ地図上に記載し、業務に運用をしております。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） そうすると既に行っているイベントに対しての現状の説明でいくと対応ということを取ってよろしいわけですね。とすると、新規にイベントが発生した場合も今後、その都度、取り込んでいくという理解でよろしいでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 新たなイベントを企画する場合は、事業内容によって異なりますけれども、利用区域が広範囲となるイベント等についてはGISを活用したマップを作成し、運営の検討や共有情報資料として利用していきたいというふうに考えています。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） それとその他、例えば子育て健康課等になるというと、そこに特化されるのかもしれませんが。この資料に記載がないんですけれども、何か有効活用ができるのかなと

思うわけですがけれども、その辺について、もう既にここにはないけれども取り組んでいるのか、あるいは今後取り込める要素があるのかを含めて見解を伺います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 現在のところは、まだ活用までいっていないんですけれども、教育委員会のスクールバス路線、通学路、また町民福祉課の要介護認定の方の情報とか、そういうものは紙ベースでも作っておきませんので、そういったものをデータ化して、今後業務の中で有効に活用できるようところが、今現在、まだなっていないところがありますので、それもですね、順次データ化して、利用できるようにしていきたいというふうに考えています。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 想定どおりそういった回答があるんだろうなと。というのは、教育委員会の記載があったものですから、あえて伺いました。

このシステム、せっかくすばらしいシステムがありながら、さっきの話のとおり町民の方がGISについてあまり理解していない、その辺があると思うんですけれども、その点の取組について今後どう考えているんですか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町報及び町のホームページ等で掲載してはおるんですけれども、窓口や電話による照会についてのGISの利用法等を周知するなど利用促進につながるような取組を進めております。さらに、町民対象のパソコン等を利用する研修会とか講習会を開催する場合にも必要に応じてGISの活用方法などを周知に取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） それでは、近隣といいますか、他の市町村におけるGISの事業展開については、どうなっているか伺いたと思います。特記すべき取組をしている自治体があればそれも含めて教えていただければと思います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 公開型GISに取り組んでいる現在の自治体ですけれども、利根沼田ではみなかみ町のみです。県内では前橋市、高崎市、伊勢崎市、渋川市、邑楽町の4市2町で取り組んでいるようでございます。

他市の取組内容については、具体的にはちょっと把握はしていないんですけれども、GIS一覧を勉強させてもらいながら取り組めるものがあれば、みなかみ町でも対応していきたいというふうに思います。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） みなかみ町において、利根沼田はないというようなことで前橋市の例を出されて今後、このシステムを活用した中で特にこういったことは考えられるなというような

構想はありますか。先ほど述べた部分で終始しますか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） GISというシステムは、いろんな情報を重ね合わせて見ていくということに非常に有効である利用の仕方なんだと思うんですね。ですから、今町が持っている情報を公開できる情報と公開できない情報もありますから、全部公開というわけにはいきませんが、公開できないものは先ほど、役場の中の資料として整備する、それは価値があると思うんですね。今後の利用に大きくつながっていくと。なるべく多くの情報をデータ化して、職員が利用していく。町民に公開できるものについては、どんどん公開に努めていくといった方向で取り組んでいきたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 質問あるいは回答から分かることは、課を横断して様々な事業展開がされています。そういうことが理解できました。

そこで伺いますが、この事業の管理運営費、この全体的な部分でトータル的に年間どの程度の支出額というふうになっているか、教えてください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 管理運営費の経費なんですけれども、道路台帳管理事業として令和2年度決算では、地理情報システム保守管理委託料317万9,000円、道路台帳補正業務委託料858万円となっております。令和4年度においては、3年に一度の航空写真の更新となることからおおむね2,000万円程度の経費が加算される見込みです。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） いずれにしましても、せっかくこのようなシステムが構築されているわけですから、有効活用に向けさらなる積極的な対応、取組が必要だと思います。ぜひ積極的な取組をお願いするとともに、この事業そのものについて町民の皆様に対し周知していただくことをお願いして2問目に移ります。

2問目は、冒頭申し上げましたとおり、今年度より長年の懸案だった水上地区、栗沢、綱子、幸知、湯桧曾、大穴、すなわち中部5地区の都市計画税が廃止となりましたが、これで事が全て完了したというものでは全くありません。下水道の取り込みが全く見込めないことによる課税廃止であります。では、今後負担金対応を含めた合併浄化槽への事業展開や、既に合併浄化槽を個人的に取り込んでいる方に対しての対応だとか、公平・公正の面から気になるところですが、そういった部分についての町の考え方についての説明会は本来、課税廃止後、直ちに開催すべきであったと思うんですが、再三そのことについて申入れをしましたが、なぜか今回、やっと今月25日に開催をしたと。重い腰を上げ、しぶしぶ開催したのか、私らはそう思えるんですけれども、まずその点について伺います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 水上中部地区の下水道整備計画につきましては、庁内の検討委員会による協議や人口減少等の社会情勢の変化、また国や県からの汚水処理人口、普及率の目標達成に

向けた汚水処理方法の見直し要請等を踏まえ、持続可能な事業運営を行うために合併処理浄化槽による整備を推進することといたしました。

また、水上中部地区の方への説明会につきましては、令和2年8月21日に開催されましたみなかみ町区長会、第2回水上支部会議において都市計画の見直しについてとして説明をさせていただきました。その後、令和3年1月14日に、中部地区の各区長さんにお集まりいただき、下水道事業の見直しについて説明をさせていただき、その結果を受けて令和3年2月15日付で中部地区都市計画事業の見直しについてとして中部地区の全戸配布等をさせていただきました。

しかし、地区の説明会につきましては、早々に開催すべきところを認可変更手続に係る、県との調整や代替措置の検討等の準備に時間を要してしまい、本年11月末の開催となってしまいました。地域の皆様には大変ご心配をおかけいたしました。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） この後の質問で重複ということが度々出てくるかもしれませんが、それだけ大切な部分だということでお許しをいただければと思います。

たしか、この課税については昭和54年度からの開始であり、既にご存じのとおり何度も触れていますけれども、当時は下水道を取り込むということのみの説明に終始し、課税が始まりました。その後、下水道の取り込みが全く見込めないということを受けて、我々が訴え、質問をした結果、やっとそのことを認知というか認めて、本年度より課税が廃止となりました。何とその間40年以上の期間、都市計画税を支払っていたということになります。40年以上も課税状態が続き、迷惑をかけながら、課税廃止後の説明会が最近まで開催されなかった。これが現実、事実であります。

私としては、ちょっときついかもしれませんが、全く誠意のない対応と言わざるを得ませんし、該当地区の皆さんは、今回の対応等によって不信感でいっぱい、当然信頼関係も失われているのではないかと思うわけですが、なぜそうってしまったか、先ほども触れておるわけですが、あえて伺います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、令和3年2月15日付、中部地区の都市計画事業公共下水道見直しについてのお知らせ以降、地区の説明会は11月の末になってしまったと。先ほどもお話ししましたが、大変ご迷惑と心配をおかけいたしましたというところになります。

汚水処理手法の見直しに当たりましては、見直しに対する代替措置の検討等が必要でありましたが、今後は説明会でいただいたご意見等を踏まえまして引き続き検討を重ね、説明会を行ってまいりたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） コロナ禍を理由になかなか説明会が開催されなかったわけですが、その間、観光商工課においては、偶然にも生活水道課と説明地区を全く同じくした水上地区

中部5区を対象とした説明会を既に開催をしています。説明会の開催内容については、旧幸知小学校跡地の利活用についてでした。生活水道課の件よりも事後に発生した内容でありながら、迅速な対応が課によってはなされております。その他の課についても地区説明会の状況について、私、調べてみましたが、必要に応じ各課随時開催をしている現実があります。

観光商工課の説明会には私も出席しましたが、説明会終了後、数名の方になぜ生活水道課は説明会をしないのかという質問を受けました。また、その電話等においてはいつ説明会を開催するのかといういら立ちの問合せも度々あったのも現実であります。

前の質問と何回も重複で申し訳ありませんけれども、なぜ生活水道課においては開催ができなかったのか。コロナ禍は理由にはできないと思いますので、その辺の見解を再度伺いたいと思います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 今回の下水道の見直しについては、都市計画税を40数年前からもらって事業化の流れが進まなかった。今年になって、今年のたしか3月議会だと思ったんですけども、都市計画税の見直しを認めていただきました。40数年もかけてやろうと思っていたことができなかつたということで、それを、じゃ、税金を納めてもらっていて、できなかつたらそれでいいですというわけには当然町もいかに考えていますけれども、その代替の見直し案をどういう形がいいのかという、その辺、事務レベルで十分検討する必要があった、そういったことも時間がかかったことの一つです。

ですから、簡単に、浄化槽のお金を出したらいいじゃない、そういう簡単な話じゃないんだと思うんですよ。地域住民の皆さんにご理解をしていただくためには、それなりのデータを示して、代替案を示さなければ到底理解をしていただけないという理解をしています。そういうことで、時間がかかってしまった。

ただ、今回は地元の皆さんの意見を聴かせていただいておりますので、それらをもとに再度またたたき台をつくって、また地元にお伺いするというようにしていきたいというふうに思っております。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） やっと開催された地区説明会については、これも私、出席させていただきましたが、皆さんに知っていただく意味で、あえてこれから伺いますけれども、そのときに出された意見、内容等を含み、説明会の状況について伺いたいと思います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 説明会につきましては、水上中部5地区を対象に、みなかみ町汚水処理計画見直し説明会として11月25日午後6時から綱子地内の中部体育館を会場に実施をいたしました。

宮崎副町長の挨拶の後、生活水道課より本町汚水処理計画の概要、下水道工事の中部地区への延伸が止まっていることの経過や庁内の検討委員会による処理方法の検討、また人口減少と社会情勢の変化や、集合・個別各処理方法の経済比較等を踏まえ、集合処理から

合併処理浄化槽による個別処理へと処理仕様の見直しを行うことを説明をさせていただきました。この処理手法の見直しに当たって、都市計画税をご負担いただいた経緯から、その代替措置案や今後のスケジュール案の説明をさせていただきました。

説明の後、貴重なご意見をいただいております。主なご意見等では、地域への説明が遅い、石坂議員のおっしゃるとおり。今となった理由や40年あまりの都市計画税の税額、お亡くなりになった方や転居された方への対応、目的税である都市計画税において下水道の建設費用、湯檜曾公園計画費用の財源としての使途額等の説明を求められた。また、情報公開の必要性、また汚水処理計画の見直しにおける他の自治体の状況についてのご意見をいただいたというふうに聞いております。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 町当局のそのときの出席者についてと、地元参加者について伺います。

出席していた当局のメンバーとして先ほど町長も触れておりましたけれども、副町長の出席がありました。内容の重大性を考えれば最終的には町長が出席すべきと思いますが、その点について伺いたいと思います。併せて、地元の方の出席者の人数についても教えてください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 最初は、担当課だけでいいんじゃないかというふうに思ったんですけども、それではちょっと町としての対応がまずいんじゃないかということで副町長に出ていただきました。

私が出ていく必要があるような会議であれば、今後は出ていきたいというふうに思っています。

説明会にお越しいただいた方は、37名でありました。大穴区が8名、湯檜曾区が4名、幸知区が6名、綱子区が14名、栗沢区が3名、その他の地区の方が2名でありました。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） ということは、必要に応じて町長も出る意志というそういうことの確認でよろしいですかね。

今回の説明会を受けて今後については、今発言がありましたけれども、出された発言、内容や質問等をよく精査し、今後に生かしていく考え方ということでよいかと。当然1回の開催で済む内容ではないはずですが、その点についての見解を伺います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 当然、説明会でいただいたご意見やご要望等を整理させていただいた上で、さらに具体的な代替案としての検討を進めてまいりたいというふうに考えています。

説明会につきましても、必要に応じて対応を取らせていただき、その過程で地域の皆様のご理解いただけるように取り組んでいきたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）



いるというふうに認識をしております。

新しく生まれ変わる中学校、その反面、長き伝統と歴史に幕を閉じる、いわゆる新治中学校、そして水上地区におきましては、水上中学校に水上小学校が移行するということで、旧水上小学校がその幕を閉じるということになります。本当に長い歴史、そして伝統を抱えているその中学校が閉校になるということはいささか寂しい思いもしておりますけれども、また新たに統合した新生みなかみ中学校がスタートすることで、また生徒の皆さんが新たな歴史を一步一步刻んでいただけるものと確信をしております。

そこで、第1点目なんですけれども、その閉校をどのような形で考えているのか、また閉校記念式等、過去に猿ヶ京小学校閉校のときには閉校式典及び閉校記念誌というものを発行し、そして学校組合の世帯に配布した経緯があります。どのような形とするのか、まず教育長にお尋ねをいたします、1点目。

議長（山田庄一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 阿部賢一議員のご質問にお答え申し上げます。

阿部議員のおっしゃるとおり、4校閉じるわけですので、教育委員会としてもしっかりとそれぞれの学校を閉じていきたいと。そのためにいろいろ検討してまいりましたけれども、いずれも地域のコミュニティとして長年愛され、それと同時に歴史と伝統を築き、地域の発展と文化の進展に重要な役割を果たしてきていただいているわけです。

教育委員会といたしましても、これらの各学校の功績を後世にわたって引き継ぐことは大変重要と考えまして、阿部議員のおっしゃるとおり、閉校する4つの中学校に閉校記念誌を製作することを依頼して、現在進めているところでございます。

配布につきましては、在校生、教職員、原稿をお寄せくださった方々、それと関係機関などに配布する予定としております。

なお、一般の方で希望する方には有償で販売も考えているというところでございます。それがまず1点。

もう一点が、やはり学校を閉じるわけですので、4校の閉校記念式典ということで、それは町長と教育長等がそれぞれ参加できるように4校が同じ時間に合わないよう、例えば来年2月22日には藤原中学校を午前中、午後に水上中学校、2月25日には新治中学校、3月25日には月夜野中学校で閉校記念式典を予定しております。

ただ、コロナの感染状況等が心配されますので、コロナの感染が落ち着いているようであれば生徒、保護者、来賓の方もご出席いただきまして、それぞれの学校の輝かしい歴史を一緒に振り返っていただければというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（13番 阿部賢一君登壇）

13番（阿部賢一君） 記念誌の発行と式典、町長と教育長が出席という形で開催すると。先ほど、教育長の答弁の中でその記念誌を一般の方には有償という答弁があったんですけれども、有償というものは決まって、お幾らぐらいで手元に届くのか、有償というその有償の金額。

議長（山田庄一君） 教育長。

(教育長 田村義和君登壇)

教育長(田村義和君) 価格につきましては、まだ検討中でございます。

これまで学校の閉校の記念誌というのは、多くの場合が学校が主で記念誌を作りまして、地域に呼びかけて寄附を頂いたりということで、町の予算で作っているという状況ではございませんでしたので、今回は4中学校ともしっかり閉められるということで、この製作費は町費で出しているということがございますので、この全地域の方、全戸に配るといふようなことはなかなか難しいということがございまして、有償で希望した方へは配布していくと。その価格については、これから少し検討させていただきたいというふうに思っています。

議長(山田庄一君) 阿部君。

(13番 阿部賢一君登壇)

13番(阿部賢一君) 少し検討ということでありますけれども、限りなく誰もが手に取れるような価格設定というか、まず検討していただければと思います。

閉校に関わる式典なり記念誌というものは、理解をさせていただきました。やっぱり4校閉校するわけでありますから、そこが教育的な機能がなくなり、空く施設が、公共施設が空くわけですね。やはりそれぞれの学校というのは、それぞれのその地域の核となる地の利のいい位置に設置をされているんだというふうに認識しています。だとするならば、やはり空いたところを長期間、そのまま取りあえず朽ちていくのを待つのは、これは寂しいものが地域住民の方にはあろうかと思えます。もちろん私、個人的にもそう思います。だとするなら、やはりその跡地利用も、もう空くのが分かっているんですから、それらも早めにもう手をつけるべきではないかと思えます。

そこで、今現状ですね、その施設の跡地、空き施設の、いわゆる現状というものがあんならば、答弁を願いたいと思えます。

議長(山田庄一君) 教育長。

(教育長 田村義和君登壇)

教育長(田村義和君) 中学校が閉校になります跡地の利用につきましてですけれども、現在、教育委員会で計画している内容についてお答え申し上げたいというふうに思います。

まず、4つの中学校それぞれについて申し上げますと、水上中学校につきましては、新しい校舎を建築してから10年余りしか経過していないため、今年度、実施計画を行い、来年度、プールの新設や小学校の基準に合わせる改修などを実施しまして、40年以上経過している水上小学校を再来年度にそこへ移転させる予定であります。

藤原中学校についてですが、併設している藤原小学校が校舎の半分が老朽化により利用ができなくなっており、現在、利用している校舎についても老朽化が激しくなっております。藤原中学校については、藤原小学校ほど老朽化が激しくなっていないため、藤原小学校を藤原中学校に移転できないか、今年度、基本設計を行い、移転できるかどうか判断し、可能であれば改修し、小学校を中学校に移転したいと考えています。

月夜野中学校につきましては、ご存じのとおりこのままみなかみ中学校で使うということでございます。

最後に、新治中学校ですが、現在、4つの中学校で利用可能な備品等については新治中学校でできる限り利用することになっております。失礼しました。先ほど申し上げたのに、ちょっと誤りがございます。

現在、4つの中学校で利用可能な備品等については、新しい学校でできる限り利用したいというふうになっております。

ただし、開校してから必要となる備品等も出てくると思われまますので、閉校する学校でまだ利用可能な備品等については、新治中学校に最低でも1年間は一括保管し、いつでも利用可能な状態にしていきたいというふうに思っております。

いずれにせよ、閉校する各学校についてはできる限り有効利用できればと考えております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（13番 阿部賢一君登壇）

13番（阿部賢一君） それぞれ中学校を小学校にということで、最終的には水上地区においても水上小学校が教育施設が空くわけですね。それは、先の話、何年か先の話になる。

それで、やっぱり一番大型の公共施設というか、新治中学校はあれだけ大きい、場所的にも2桁国道から少し入ったところということで、旧新治村地区については中心地になった。いわゆるそこが1年間は、備品、学校の資材の、いわゆる簡単に言えば倉庫代わりということで使われていますよね。それは1年間という、やっぱりその後は各課の垣根を取って、どういう利活用があるかというのは早めに検討すべきではないかと思えます。これは町長のほうになるのかと思うんですけれども。

いろいろな自治体で統合によって閉校した校舎を、いわゆる水族館、一時海なし県で水族館や魚の養殖場だったり工場を誘致したりいろいろな利活用した自治体がありますよね。やっぱりまねしろと言うんじゃないんですけれども、早めに全て学校や公共施設を教育的な公共施設以外にも空いているところもこれから空こうとしているところもあるわけなので、職員を例えば専任で1人張りつけて、いわゆる今後のこういう空いた利活用の推進、やはり朽ちていくとか荒れて校庭が、例えば草ぼうぼうになったり、フェンスにつる草が絡まったりというのは見るにやっぱり忍びない。ましてや公共施設、地域の核にあるそういう施設が。

ですから、空白の期間がないような形で積極的にやはり何かの事務所でもいいですし、あれだけの施設ですから1事業者じゃなくても分割、分けて活用もできるかと思うんですよ。個人的にそういうこともちょっと考える時期に来ているんじゃないかなと思うんですけれども、町長の見解をちょっとお尋ねします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 空いた公共施設をどういうふうを考えているかということなんだと思うんですけれども、やっぱり財源があればですね、本来なら取り壊して更地にし、有効活用する。その建物がまだまだ利用できるものであれば、その建物を含めた利用計画を考えて、いろいろ考えられるんだと思うんですけれども、なかなかそういったことはちょっと……

（「考えていない」の声あり）

町 長（鬼頭春二君） 考えていなかったわけではないんですけれども、施設があればいろいろ問合せに対して、今回も何かいろいろ来ているみたいなんですけれども、そういう問合せに対応できると思うんです。

いずれにしても、いつまでもこのままにしておく、それは好ましくないと思いますので、有効活用できるようなことも積極的に取り入れていきたいというふうに思います。

議 長（山田庄一君） 阿部君。

（13番 阿部賢一君登壇）

13番（阿部賢一君） ぜひ有効活用するように考えていただきたいし、やはり財源、更地・解体・壊すといっても財源が必要ですし、やはり民間の力、いろいろ今そういう形でいろいろ進んでいく部分もありますので、やはり町長が先頭になってこういう施設があると民間に営業するのも大切なことではないかと思えます。

新治中学校は、もう耐震補強は、体育館も済んでいるんですよね、体育館も校舎も思えます。耐震、済んでいますよね。じゃ、答弁願います。

議 長（山田庄一君） 質問したということなの。

（13番 阿部賢一君登壇）

13番（阿部賢一君） いいです。手挙げたから。

議 長（山田庄一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 校舎については、耐震補強は済んでおります。体育館についても、校舎と併せて済んでおります。

議 長（山田庄一君） 阿部君。

（13番 阿部賢一君登壇）

13番（阿部賢一君） ということであるならば、安心して体育館は地域の卓球とかスポーツとかもちろんそのまま体育施設として利用が可能なのかなと思いますし、校舎自体も耐震をしているということであれば、当面の間は安心して活用できるということでもありますので、ぜひあまり空いたままの時間が長くないようにいろいろな取組をお願いしたいと思えます。

一旦、この跡地利用については閉じさせていただきます。

次に、来年からいろいろ始まるみなかみ、統合したみなかみ中学校、やはり希望と不安と抱えていく。それは入学しようとする生徒さんに限らず、その親御さんも非常に期待と不安、抱えている方も少なくはない。安心をしている保護者の方がほとんどかと思えますけれども、中にはやっぱり。今のそれぞれ4校の中学校で部活動等で交流している生徒さんは、そこで友情が築けたり、絆が芽生えたりということで、そう心配がない部分もあります。

その反面、やはり人と接したり、そういう団体生活が苦手だったり内気だったりとかそれは個人で差がありますから、やはり大人数ではちょっとなじまない、なじめない。それでましてや今まで20数人、30数人の学級から大所帯になるということで非常にお子さんの性格を承知している親御さんにしてみると、非常に心配を抱えて、抱えている方が現

実おります。やはり子供のことを一人一人、生徒一人一人に寄り添う姿勢で、これはやはり一番統合という大切な時期ですし、一步間違うと行くのが嫌になっちゃったりとか非常にそういう懸念もされます。ましてやいじめ問題等も社会問題化しております。

旭川で始まり、愛知県では本当に悲惨な事件にまでなっている。それは学校現場でも親でもその子供さんの心中を察することができなかったと。後でも述べさせていただきますけれども、やはり全国的にでも保健室登校だったり、午後から8時半までに学校、普通に通学できなくて、朝起きられなくて、10時とか午後から学校に行つてという児童生徒さんも全国的に増加傾向にあると。

ちょっとその1点について、水上地区においてはそういう形の児童生徒さんというのは、いるかないか。いれば人数とか分かればいいんですけども、教育長の認識としてそういう児童生徒さんが増加傾向にある認識でいるかどうか、その辺ちょっと確認させてください。

議長（山田庄一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） いわゆる不登校児童生徒と……

（「あと保健室登校だったり」の声あり）

教育長（田村義和君） 同じような別室登校だとか保健室で過ごすとかそういうのを合わせてですね、いわゆるみなかみ町も増加傾向です。特に本年度は年度途中で昨年度を既に上回っているというような状況で、コロナによって臨時休業があったりというような、あとまた増えたりというようなことがありますので、いろいろ要因は考えられますけれども、阿部議員、ご指摘のとおりみなかみ町も増加傾向にあるというところです。

割合的には、出現率というのは小中学校合わせて昨年度は1.7%ぐらいということで、それは国や県の出現率とほぼ同じというような状況でみなかみ町もあると。それよりは今年度は若干多くなってきたなというところでございます。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（13番 阿部賢一君登壇）

13番（阿部賢一君） やはりそういう状況だというふうに、認識的には共通だというふうに思っています。やはりそういう子供さんが増えてきているということで、まして統合というふうに環境が変わるわけですね。不安もあれば期待もあるというのは当然のことなんですけれども、中学校時代というのは皆さん、大切な時期でこれから高校受験になり、進路を決めるといふ、それだけ人生の方向も変わるかもしれないというわけです。

やはり不安を抱えている人とか、不安を抱えている保護者とかに教育委員会、学校現場は、それを預かる学校として公平な目線でもう一人一人が児童生徒に心に寄り添う手厚い体制というんですか、それはもう財源とか予算とかではなくて、それはその現場を担当する一人一人の職員、先生方の思いももちろんあると思うんですけども、やはり誰一人として取り残さない、タイミングとして、ましてや統合というこの時期に。

やっぱり中学校時代に嫌なことがあると、生まれ育った町を嫌いになる可能性が実に高いですよと思うんです。もう嫌な思いをしちゃうと。そうならもらいたくない。生ま

れ育ったこのみなかみ町をずっと好きでいただきたい。校歌でもあるように、大好きな大好きなみなかみ中学校、だからそういう思いでずっといてもらいたい、そのためには、やはりこのタイミングで一人一人に寄り添って、ましてや家庭でできることとか学校でできることだったりがあるんですけども、家庭でできることというのは子供の変化に親が早く気づくということですよ。そうしたら、それを受けるのがまた学校現場でなくちゃ駄目だと。そういう体制という部分について、どのような体制で4月1日の開校を迎えるのか、ちょっとご説明をお願いします。

議長（山田庄一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 新しい学校の体制というようところが主なご質問だというふうに思いますけれども、9月に、統合のときに中学1年から3年生になる児童生徒の皆さんにアンケートをいたしました。やっぱりそのアンケートの結果でいうと、楽しみや期待があるというのがおよそ7割以上ということです。今、ご指摘のとおり、不安や心配があるというお子さんは6割近くやっぱりあります。楽しみも7割、不安や心配も6割というような状況です。

統合に関わってそういう不安を持った子供たちに一人一人に寄り添ってどう学校が対応するかということですが、事前からすれば今、阿部議員さんがおっしゃったように、部活動で既に交流が始まっていると。部活動だけでなく、事前に全員が交わる授業ですね、事前交流授業というのを昨年度から年2回ずつ計画していたんですが、このコロナで3回中止というので、残り1回を先日、11月26日によく開催できました。そこでは、お互いによりよい人間関係をつくれるようなプログラムを専門家に来ていただいて、2時間程度たっぷりやっていただいたということです。その中の様子を見ていても、笑顔で関わる様子が増えていくのが分かったという報告も受けているところですが。

じゃ、実際に今度は学校が一緒になったときに、どう一人一人に寄り添える体制を整えていくのかということですが、やはり教育委員会としてできることで申し上げますと、まずは統合後、生徒たちがなるべく早くその学校生活に慣れるには知っている先生がいるということは非常に重要なことというふうに思いますので、教員配置はやはり4中学校にいた先生が、うちの学校から1人も先生が、その新しい学校の先生は知らないとかそういうことがないように、これは県教委のほうにも調整をしていただくように、既にヒアリングも始まっています、十分お願いはしているところでございます。

それと、やっぱり不安を言えるところ、やはり相談をできる場所がある、人がいるということも大事ですので、不登校や保健室登校だとかそれについては、やはりスクールカウンセラーの方に随分、今お世話になっているということで、スクールカウンセラーは県費の配置でございまして、その学校に来ていただける回数をなるべく多くしてもらおうというような働きかけも県教委にしております。場合によっては、町費のほうでも必要なときには行けるような体制も整えていきたいと、予算的な体制も含めましてというように考えています。

また、特別支援から不登校になるということもございまして、今も補助教員兼支援員

ということで町費でいろいろこの補助支援に係るお子さんや登校が渋りがちな子にも対応していただけるように補助教員兼支援員というのを配置しておるわけですが、それはみなかみ中学校については特に手厚く配置をしていくということで、なるべく多くの先生方やそういう支援をしてくれるスタッフで見えていけるような体制を取っていくということで今準備を進めているところでございます。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（13番 阿部賢一君登壇）

13番（阿部賢一君） 今の答弁の中で万全を期してというように感じるんですけども、やはりそれぞれの統合前の中学校から同じ先生が行くということは非常に生徒も保護者も安心感があると思うんですね。人事ですから、そういうふう働きかけて、今ヒアリングが始まった時点だということですが、人事は介しませんけれども、ぜひそういう同じ先生が新しい中学校にいる、やはり生徒さんは非常に安心するし、親御さんもきつとほっとするんだと思いますし、ぜひそういう体制でしていただきたいと思います。

カウンセラーの方の日数とか、やはりこれ補助教員とか、予算が絡む話になろうかと思えます。町長、そこで、ここで予算絡むという話なんですけれども、こういう初めの一歩というのは実に大事な来年の開校という時期、その1年なり、最初の一歩というのは大事だと思うんですけども、やはり教育長の今の説明、手厚い、財源が伴う部分もあるというわけですが、この時期、非常に大切な時期だと思う、初めの一歩。ということを考えてときに、やはり設置者としてその責任として財源的には手厚い部分については心配していただいておりますが、その辺について伺います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） そうですね、皆さん、心配されとるんだと思う。ですから、教育委員会の要望どおり対応していきたいと思います。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（13番 阿部賢一君登壇）

13番（阿部賢一君） ぜひ手厚い対応で、間違いのないように、1人も取り残さないような学校で、教育現場にしていただきたいと思います。

教育長が前におっしゃったやっぱり雰囲気としては、和顔愛語、穏やかな雰囲気、人に優しく接するという、自分がつらいときでも思いやりや優しい言葉で人には接しますよというような四字熟語だと思うんですけども、やはり学校全体をそのような格好で明るく、それで先生方が明るいときと児童も明るくなると思うんですよ。どこの職場でもやはりとげが立ったような空気よりも、明るい職場にいるとなかなか雰囲気もいいし、そんな和顔愛語的な雰囲気でぜひ教育長、リーダーシップを発揮して、教育現場にしていただきたいと思います。

くどいようですが、大切な初めの一歩のこの時期に誰一人としてやはり児童生徒さんを取り残さないように一人一人の心に寄り添う手厚い学校にしていただきたいと思います。そして、逆に要するに不登校が改善されるようなそんな学校にしていただきたいと思います。そういう学校にしていただきたいと思いますので、期待をしております。

あと、学校関係については、一応閉じさせていただきます。

次に、福祉の充実ということで、過去に何度か福祉の関係で質問をさせていただいております。

これから、降雪の時期を迎えるに当たって老老世帯の除雪の話とか、いろいろそのほかにも見守り等々についてお話をさせていただきました。

今日は、福祉といっても、要介護・要支援とかのそういう高齢者の福祉とはちょっと線を引かせていただいて、いわゆる身体障害者の関係について確認を含めてお尋ねをしたいと思います。

身体障害者福祉用具支給制度というので、車椅子、補聴器、杖とかも含まれるんだと思いますけれども、そういう方々がおります。やっぱり福祉というと、これからいろいろ高齢化の時代を迎えて、相談件数とか、いろいろな要望等の機会が多くなるかというふうに思います。実際に、全てをコロナの影響にするわけじゃありませんけれども、高齢者の相談件数は増えている、全国的にも増えているし、みなかみ町、この本町においても例外ではないと思います。

その点、ちょっと1点確認なんですけれども、相談、高齢者の方のいろいろな福祉に限らず生活全般についての相談件数みたいなのはどのような傾向か確認をさせてください。

議長（山田庄一君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 中島修一君登壇）

町民福祉課長（中島修一君） お答えいたします。

数値的なものは手持ちにないんですけれども、高齢者の相談件数はこのコロナの影響もありこの一、二年は電話相談等が増えており、福祉関係機関等においても、相談件数が増えている状況です。

以上でございます。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（13番 阿部賢一君登壇）

13番（阿部賢一君） そういう状況だということ、現実はだからそういう状況だということでありますね。ですから、福祉行政にあっては、やっぱり困っている人だったり、弱い立場の人だったり声を発せられない声なき声に福祉行政として耳を傾ける、ちゃんと真剣に親身になって聞いて相談に乗る、そういう福祉行政であっていただきたいと思います。

具体的な質問なんですけれども、身体障害者の方は車椅子、これは国の制度で4分の1、4分の1、いろいろ申請にはハードルが高いけれども、自己負担は限りなく少なく、オーダーメイドも含めて一般の皆さんも支給されるという制度だと思うんですけれども、1台が原則、1人1台が原則。我々健常者というと、普通の生活している人にしてもやっぱりスニーカーと屋内に入ればスリッパ、やはり降りて、車椅子で来て、車椅子を屋外用を屋外後、タイヤを拭いてというのは非常に不便極まりない。我々、ふだんの生活を考えてもそうだと思います。

やはり国の制度で手元に届く車椅子が1台とするならば、何らかの施策でやはり屋内用の車椅子を用意というんですか、希望している方がいるんだとすれば、我々が言うスリッ

パですよ、という認識で何らかの制度があってもいいんじゃないか。

これは限られた数です。町長が数字承知しているかどうか分かりませんが、お子様、女性の方もいるし、まだ小っちゃいお子さんもいるし、10代、現役世代というものもあるし、またそこから先へ行くと今度は要支援・要介護になれば、いろんな制度がまた別として、そういう形でそういう方に優しい町として財源的にもかからないと思いますし、そういう事業があってもいいんじゃないかという点について町長の見解をお尋ねします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 阿部議員のご質問にお答えします。

車椅子の購入等に対する補助については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において、補装具費支給制度の中で定められております。補装具は、障害者等の身体に装着することによりその日常生活において、または就労もしくは修学のために同一の製品につき、長期間にわたり継続して使用される物になるという定義になっております。

このことから、先ほど阿部議員がおっしゃったとおり、基本的には支給だけで補装具の個数は1種目につき1個の支給というふうになっています。日常用とは異なる目的で補装具を必要とする場合は、さらに1個の支給が認められる場合もあるそうです。これは制度上、必要最低限の物を給付する仕組みとなっております。車椅子においても個人の好みや最新式の物が欲しい、屋外用の使い分けという理由では支給の対象となっていないようです。

そういった阿部議員のおっしゃるような屋外用と屋内用と、そういう希望はあると思うんです。ただ、希望はあってもなかなか今の制度では2個は支給対象になっていないということはあるんだと思うんですけれども。やっぱり身体障害者補装具支給制度でカバーできない部分について、そうですね、近隣の市町村、関係機関から情報を収集して、町単独での補助事業をどういうふうにしたらいいのかな、それについては研究していきたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（13番 阿部賢一君登壇）

13番（阿部賢一君） 関係機関と協議、町長の答弁が関係機関と協議して、単独でもカバーできるのであればという答弁だったですよ。特例は確かに2台あると、スポーツで使ったりだとか、学校、授業とかそういう形であるのかと思うんですけれども、一般の車椅子を使っている方というのは、1台が基本的には原則ですし、ほとんどがそうだと思うんです。

そうするのでは、やっぱり希望を聞くぐらいの姿勢はあってもいいのかな。今、この課長のほうをみて言ったほうがいいですかね、希望を聞く機会みたいのがあって、仮に例えばそこで自己負担が何割か発生しても、屋内用に1台あれば、非常に日常の生活の不便が解消されますから、ぜひという方がいるとするならば、そこでまたその家庭用ですから、本当に普通に多分希望で聞いてもらえれば分かるんですけれども、そういう形で全額町で面倒見ろと私は言っているわけじゃない。もちろんそうやって希望があるならば、応分の、ある程度の自己負担はこれはもう当然のことだと思いますから、この中で事業みたいな形

で町で優しい町政として応援できますよという部分であれば、研究しなくても済む話だと思うんですけども、その点について。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 実際に車椅子を利用している方が本当にどの程度希望が見られる、欲しい、どの程度希望があるかということも町では把握していませんし、制度上では1台しか認めませんということになっていまして、じゃ、ほかの市町村どうやっているんだ、そういうこともやっぱり研究する必要があると思うんですね。そういった勉強もさせてもらって、どうやったら導入できるかという方向で研究していきたいということです。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（13番 阿部賢一君登壇）

13番（阿部賢一君） もちろん他の自治体のいろいろなその状況というもの研究する、調査する、これは大切なことだと思います。

ただ、この質問をきっかけに、ぜひそういうことをやっていただいて、逆にみなかみ町がいい例になるようなことも、別に先に先行したそういう事業をやったって、みなかみ町は、そういう福祉、障害者の方にとっても優しい町だねというイメージだって上がるじゃないですか。別にそれはいいと思う。ただ、そういう研究するというのは、非常に大切なことだと思いますので、限られたことなので、ぜひそういう希望、どのくらいあるかというものも含めて聞いて、制度化できれば実がいいことじゃないかなと思います。

それと、この車椅子の質問の話に付随するかどうかどうかは別なんですけれども、最近、高齢者の方が免許を返納します。いろいろと痛ましい事故が全国的に発生して、高齢者の方が率先して免許を返すと。そういう方々が、電動の何ていうんでしたっけ、あれ、よくシニアカーというんでしたっけ。

（「シニアカー」の声あり）

13番（阿部賢一君） 結構、代替でそういうものを持っている方がいます。やはりそういうことに対して、返納してそれを、例えば電動カーとシニアカーを、よく言う返納で自治体によっては、孀恋なんかはタクシー券5万円分とかいろいろな施策を打っていますね。やはりいろいろな移動をするのにそれを使うとするならば、返納した高齢者に限っては電動カー購入時に何らかの補助事業というのも考えてもいい時期なのかなというような気がしているんですけども、これちょっと通告になかったけれども、そういうこともやはり足代わりに足の確保という観点から考えてもらってもいいんじゃないかと思うんです。答弁は研究するで終わるのかもしれませんが、ちょっと何か今あれば、答えられれば。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） みなかみ町において車がないというのは本当に生活に大変だと思うんですね。やはりかといって、高齢になっても車を運転する、事故を心配する、それはよく分かります。

ただ、阿部議員の提案非常にいいものだと思いますので、前向きに検討していきます。全国的にそういうのをあまりやっているところというのはないかもしれませんが、どうやってできるかという検討してみてもいいと思います。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（13番 阿部賢一君登壇）

13番（阿部賢一君） ぜひしっかり研究調査していただいて、ためになる事業だから、住んでいる人に。ありがたがられるやっぱり町民の人に、町民の人にありがたがられるそういう事業だと思っので、ぜひそういう方々にちょっと目を向けたような施策というのをこれから高齢化社会を迎えるに当たって非常に大事になってくる。

あと、前段申し上げた新しい新生みなかみ中学校についても、これ財源的にもう町長も要求どおりなんていうことはあり得るわけですから、要求どおりという答弁をいただいているわけですから、しっかりと手厚い1人も取り残さないそんな和顔愛語的な明るい新生みなかみ中学校を開校することを期待して、一般質問を終わります。

議長（山田庄一君） これにて13番阿部賢一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開を13時とします。

（11時52分 休憩）

（13時00分 再開）

議長（山田庄一君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

通告順序3 4番 阿部 清 1. 犬猫殺処分ゼロに向けた取組

議長（山田庄一君） 一般質問を行います。

次に、4番阿部清君の質問を許可いたします。

阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 4番阿部清です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本定例会初日ということで、3人目の一般質問ということで少々お疲れかと思いますが、最後ですので、最後までよろしくお願いします。

近年、動物に対する社会の関心が高まり、社会全体に動物愛護が普及してきました。

しかしながら、依然として公園や公共施設への捨て犬や捨て猫事例があり住宅街での野良猫事例も多数寄せられ、生活環境へのふん害等の被害、餌やりによるトラブルが発生している状況です。犬の放し飼いは条例で禁止されているため、ふだん目にすることも野良犬も見かけることもなくなりました。

しかしながら、猫の場合は、あちこちで目にするのがあり、度々、車にひかれたものを目にすることもあります。また、猫は繁殖率が高いため、捨て猫事例もあり、多くの猫が殺処分されております。

2014年に犬猫の殺処分ゼロに向けた取組が本格的に始まり、環境省自然環境局にある動物愛護管理室、人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトが立ち上げられまし

た。このプロジェクトは、犬猫の殺処分がなくなることを目指すための具体的対策について検討を行い、命を大切に、優しさのあふれる人と動物の共生する社会の実現を目指すことを目的としています。

当町には、犬及び猫の避妊等手術費補助金制度があります。殺処分になる犬及び猫を減らすことや良好な生活環境を保持することを目的により、飼い主に対して手術に要した費用の一部を補助していますが、近年においての犬また猫の手術費補助の申請件数をお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 阿部清議員のご質問にお答えをいたします。

本町は、犬及び猫の避妊等手術費補助金の昨年の実績を説明しますと、令和2年度実績は、犬の申請件数14件、交付金額8万1,900円、猫の申請件数129件、交付金額87万1,200円、合計申請件数は143件、交付金額は95万3,100円となっております。過去5年間の実績では、申請件数は例年約150件で、交付金額は90万円となっております。犬及び猫の内訳では、犬の申請件数が約20件、猫の申請件数が120件となっており、交付金額が合計で90万円ということで、申請件数、交付金額ともに横ばいの状態が続いております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 令和2年度が、犬が14頭、猫に関しては129、合計で143頭ということで、平均では150件ということでそんなに推移がないということですね。また、中にはこのような助成金制度があることも知らない町民も多いかと思っておりますので、また今後もこういった助成金制度があることを周知していただければと思います。

昨年の夏、綱子地内の町の体育施設で1頭の犬が放し飼いでいるとの連絡を住民からいただき、夜の8時頃現場に行き、犬を確認して保護しました。そして、区内で犬を飼っている数軒の家に確認しましたが、どこの犬だか分からないため、役場、水上支所長に連絡を入れ、夜だったため翌朝確認に行くとのことで、その日はその体育施設の入り口につないでおくことにしました。ところが、その施設の入り口に10キロほどのドッグフードと水と餌用の器が置いてあり、明らかに誰かが犬を置き去りにしたと思われる状況でした。

翌日、生活水道課長に来ていただき、状況を確認、捨て犬ということで動物愛護センターに連れていく手配をしていたところ、地域の男の子がその犬をずっと心配していて、その場から離れずにいました。その様子を見かねたその子のおじいちゃんが一緒にいたんですけれども、うちで飼ってもいいよという話になりまして、課長補佐が動物愛護センターに連絡、事情を説明して、連れていくのを取りやめました。その家で飼うことになったんですけれども、3か月間は拾得物ということでその家で保護という条件付で連れていき、その後、飼い主が見つからなくて、現在では、その家の犬となって大切に育てられているんですけれども、場合によっては失っていたかもしれない命を救うことができました。

この事例は本当にごくまれで、通常は一、二週間ほど動物愛護センターで保護し、その

間に飼い主または新しい飼い主が見つからなければ殺処分されるそうです。町において、昨年度、捨て犬、捨て猫として保護された頭数、その後、引取手がなく殺処分された頭数。中には、飼い主の都合で飼えなくなって、処分されたものもいると思いますので、含めた数をお伺いいたします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 令和2年度の犬猫の保護件数は4件発生し、保護頭数は犬が3頭ですが、1頭は動物愛護センターに引き継ぎ、2頭は飼育者が判明し、飼育者に手渡すことができました。猫は3匹を保護し、動物愛護センターに引継ぎをいたしました。

これら動物愛護センターに引き継がれた犬や猫についてその後の動向は分かりませんが、令和2年度の前橋市、高崎市を除く群馬県内の犬猫の処分頭数は、犬が49頭、猫587匹と確認しております。

なお、参考までに町内道路等で亡くなった犬猫の死骸収容については、令和2年度実績で、犬が1頭、猫が27匹となっております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 犬が4頭、猫が3頭ということで、思った数より大分少ないのかなと思いました。また、中には車にひかれたりそういったものも含めているということで、そちらは町で回収しているということですよ。分かりました。

群馬県動物愛護センターでは、殺処分された犬猫の数、先ほど町長が説明しましたけれども、この数は独自の保健所を持つ、前橋市と高崎市は含まれていないということで、実際の数はこの公表されている数より大分多くなると思いますが、この数年間に公表した殺処分された犬猫の推移を見ますと、平成24年の犬が669頭、猫が1,523頭の2,192頭をピークに減少傾向にあります。先ほど町長も言ったように、昨年度は犬が49頭、猫は587頭の636頭と大幅に減少しています。

この要因としては、地域住民やボランティアが一体となって取り組む野良猫対策が挙げられると思います。地域住民の理解の下、決まった時間に決まった場所での適切な餌やり、置き餌の防止、排泄物の処理や周辺の清掃などが行われています。

地域猫活動、TNRという活動があります。Tはトラップ、Nはニューター、RはリターンからTNRとつけられました。この活動は、野良猫を保護して、不妊・去勢手術を施して、元のテリトリーに戻すということで野良猫の繁殖を抑え、自然に数を減らしていく方法です。減少は、こうした活動の成果の表れかと思われれます。

当町においてもボランティアでこのTNR活動をしている方がいますが、まず町長はこういった活動があることを知っていたかお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） うちは、犬も猫も飼っていないものですから、こういった活動があること自体知りませんでした。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4 番（阿部 清君） 分かりました。

実は私もこの質問をする前までは、この活動があることを知らなかったんです。多分、ここにいる各議員の皆さんも知らないと思うんですけども、では、こういった活動とは別に現在、現在というか今まで町が行ってきた野良猫対策、それをお聞きしたいと思いません。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 先ほどのTNRという活動なんですけれども、捕獲器などで野良猫を捕獲、トラップし、不妊・去勢手術、ニューターを行い、元の場所に戻すりターン取組が望まれない出産をなくし、殺処分を減らすのに有効な手段かというふうに考えています。

現在の段階で町独自の対策はありませんが、群馬県動物愛護センターでは、地域猫活動に取り組む地域に対して飼い主のいない猫への不妊・去勢手術に係る経費の負担の軽減化、地域猫活動の取組への支援、地域猫活動の普及啓発の支援を行っております。個人で取り組むには大変なことだと思われませんが、行政区や地域で相談があった場合には動物愛護センターが行っている支援事業の紹介やパンフレット等の配布を行っているところでございます。

議 長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4 番（阿部 清君） 現在、町独自の猫対策はないとのことですが、この取組については群馬県がやっているということで分かりました。

1匹の猫が1年間に最大どのぐらいの数に増えるのか、町長、ご存じですか。分からないと思いますけれども、お答えしていただければと思ったんですけども、猫の成長は人間と比べるととても早くて、生まれて4か月もすれば子供が産める体になり、妊娠して2か月で4匹から6匹の子猫が産まれます。猫は交尾すると、かなり高い確率で妊娠するため、多ければ年に3回出産することもあり、その産まれた子猫が、さらに孫猫を産むと想定して計算すると、1匹の母猫から1年に産まれる子猫の数は最大で50匹以上になると言われ、また環境省では1匹の雌猫が3年後には2,000匹以上に増えると試算を出しています。

このように猫は繁殖効率がとても高い動物ですので、飼い猫でも不妊・去勢手術をしなければ、妊娠出産し、増えていきます。やがて、多頭飼育となり、劣悪な飼育環境でのふん尿による悪臭トラブルや、子猫を遺棄する飼い主も考えられ、このような事態になる前に早期の発見が必要になります。多頭飼育問題は、行政が介入しなければ解決は困難と考えられ、犬や猫の多頭飼育を制限する条例を設けている自治体もあります。当町においての考えをお伺いします。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 犬猫の多頭飼育の問題については、みなかみ町だけでなく全国的な社会問題となっているというふうに認識をしております。この多頭飼育について、条例等を制定している自治体では、飼育頭数の届出を義務づけ、規制されているものも多いと聞いております。

本県では、群馬県動物愛護及び管理に関する条例が制定されていますが、犬猫の多頭飼育に対する内容は盛り込まれておりません。また、県内の市町村の状況も群馬県と同様です。

みなかみ町としては、群馬県を含む周辺自治体の動向を加味しながら、研究していきたいと考えておりますが、飼い主一人一人が責任を持って飼育することが基本原則というふうに考えております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 多頭飼育に関しては、全国的な問題ということであり、また周辺等の動向を見ながら今後研究していきたいというようなことで分かりました。

公益財団法人どうぶつ基金という活動があります。このどうぶつ基金は、1988年に設立され、犬や猫の殺処分ゼロを目指した活動を続け、今までに3万匹に及ぶ猫の無料不妊手術をはじめ、無料不妊手術病院の運営や譲渡の助成金制度、啓発イベントの開催など、様々な事業に取り組んでいます。

その中の活動に、さくらねこというのがあります。不妊手術済の印に耳先をカットした猫のことです。耳先を桜の花びらの形にカットして、手術済みの印にすることで猫がもう一度保護され、二度手術される危険防止のための重要な印となります。不妊手術をした猫は、鳴き声やマーキングなどの問題行動がなくなり、雄猫の攻撃性が低下するなど、様々なリスクを軽減でき、野良猫問題の解決に確実に向かっているそうです。

この活動は、さくらねこサポーターとして、全国からの寄附や支援金で運営され、不妊手術チケットという形で全国の個人ボランティアや保護団体、行政へ渡り、チケットを使って不妊手術が実施された後、どうぶつ基金から提携病院へかかった費用を支払う形で運用しています。

現在、全国で多くの自治体がこの活動に参加しています。県内では、今年10月末現在、前橋市、高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、渋川市、下仁田町、甘楽町の8市町が行政登録しています。みなかみ町もこうした活動に登録してはと思いますが、考えをお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 公益財団法人どうぶつ基金は、動物の適正な飼育方法の指導、動物愛護に関わる思想の普及啓発を行い、地域の関係者の向上と思いやりのある地域社会の推進に寄与することを目的とし、各種事業を展開している団体で、阿部議員のおっしゃるとおりです。さくらねこ無料不妊手術事業といったことも取り組んでいるというふうに聞いております。

先ほど、阿部議員のお話にありましたけれども、この不妊手術事業は、飼い主がいない猫に対し、不妊治療を行い、元の場所へ戻し、その印として耳先を桜の花びらのようにV字カットすることを実施することで繁殖を防止し、地域の猫をさくらねことして1代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる費用や殺処分の減少に寄与する活動というふうに聞いております。

現在、群馬県でもこの基金に8市町村、阿部議員も先ほど言われましたが、8市町村が

登録されていると聞いています。

本町としては、群馬県愛護センターで行っている地域猫活動支援事業の推進を図りながらこの基金事業についても調査研究をしていきたいというふうに思います。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） できれば、ぜひ参加に向けて検討していただければと思います。

町内においての今年9月のTNR活動の報告をいただきました。湯原地区の住宅街周辺に集まる野良猫についての相談を受け、現場で成猫7匹と子猫3匹の計10匹を確認、秋の繁殖期前にTNRを実施。町に捕獲器を問合せたところ、1台しかないとのことでNPO法人群馬わんにゃんネットワークより捕獲器と猫用のキャリーを頭数分借用し、捕獲を実施し、設置後に捕え、保護、その日のうちに藤岡市の協力動物病院に搬送、避妊手術とワクチン接種を実施して、その後、みなかみ町に連れ帰り、翌朝まで様子を確認の後、元いた場所に戻しております。

その猫は、その相談者が1日2回の餌やりと器の片づけ、ふん尿処理と見回りを実施しているところです。保護した猫10匹のうち、成猫7匹は全て雌猫で避妊手術とワクチンを実施、子猫3匹は手術ができる大きさに達しておらず、ボランティアスタッフが預かり、里親探しをして、後に3匹とも里親が見つかり、譲渡されたそうです。

今回のTNR活動でかかった必要経費は、どうぶつ基金の一般枠の申請、認可されたため、避妊手術代は無料となりましたが、麻酔薬とワクチン料の合計は7匹で1万9,470円かかり、全てボランティアの方が負担したそうです。このときはどうぶつ基金の一般枠に認可されたため、手術代は無料になりましたが、全て負担となれば6万1,820円になるそうです。そのほかにも交通費が別途かかっております。こういった活動に対して、町も何らかの支援なり、助成制度があつていいのではないかと思います、その辺の考えをお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 地域猫活動は、地域の環境衛生の改善を目的に地域住民や活動団体、自治体等が連携し、避妊と去勢手術を行い、飼い主がいない猫に対して餌やりなどのルールを決めて、地域の猫の保護活動を行うことと認識しております。

これらの活動を行っているボランティア団体の支援の在り方については、現状の犬及び猫の避妊等手術費補助金制度が町にありますので、その中でどのような運用支援ができるか検討していきたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 今、町にも補助金、避妊手術の補助金制度があると聞きましたけれども、多分これは飼い主がいるのが条件じゃないですか。野良猫に対しては、そういった補助金制度を多分を使っていないと思うので、こういった活動には今後、行政も関わっていかないと私、駄目だと思うので、ぜひ検討していただきたいと思います。

今年6月、環境省が所管する改正動物愛護法の一部内容が変更され、生まれて56日を

経過しない子犬や子猫の販売が原則禁止となりました。日数から8週齢規制と呼ばれ、動物虐待が問題視されている悪徳業者の排除と、責任を持って成長させた後に販売することを義務づける改正法であります。今回の施行では、犬種や出生後、経過した期間等を考慮した飼育管理基準の具体化も施行され、基準内容は1人当たりの飼育数として繁殖犬15頭、販売犬20頭、繁殖猫25匹、販売猫30匹までとすることになりました。

ただし、日本犬6犬種、柴犬、秋田犬、北海道犬、甲斐犬、紀州犬、四国犬については、天然記念物の保存を理由に対象外とすることが附則に盛り込まれています。また、従来どおりになっていますが、今回の飼育管理基準の明確化により、業者などのコストの増加や飼育数の規定違反になるおそれから、業者などが犬や猫を処分したり、保護団体に保護されている犬や猫が行き場を失ったりすることも想定されます。

現在、町内において犬や猫を繁殖しているブリーダーですか、何件くらいあるのか、分かれば教えてください。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 町内の犬猫の繁殖業者、ブリーダーの件数については把握ができておりません。

群馬県では、令和2年12月よりぐんま犬猫パートナーシップ制度をスタートをさせております。これは群馬県と第1種動物取扱業が協力して、犬猫を適正に最期まで飼うことを寄与する目的でつくられました。飼い主一人一人が犬猫を最期まで責任を持って飼うこと、譲渡という選択肢を広く知ってもらうことで殺処分数の減少につなげていくことが目的となっています。第1種動物取扱業とは、ペットショップやトリミングサロン、訓練所、動物園、一部の動物園など、動物を扱う店舗や施設を指しますが、利根・沼田地域では4件の業者が登録をされており、そのうちの1件が町内業者となっています。

議 長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4 番（阿部 清君） 町の件数は把握していないということですが、このブリーダーというか、個人で繁殖している方もいるかと思しますので、この辺なかなか調べるのは難しいかもしれませんが、今後、いろんな法改正等出てくるので、できれば今後把握していただければと思います。

来年の2022年4月に施行される改正動物愛護法では、犬や猫へのマイクロチップの装着が義務化されます。この改正により、6月からはペットショップやブリーダーは、販売前の装着が義務づけられます。この義務化により、犬や猫の遺棄や、また行方不明を防ぐ狙いもあります。

改正後、またマイクロチップを装着した犬や猫の飼い主は、環境大臣の登録を受ける必要があります。登録については、現行法では飼い主自身が行うことになります。方法は、郵便による書類申請、またはオンラインでの申請があり、書類申請の場合は1,000円、オンラインでの申請を活用すると300円と割安になると明記されています。

この義務化により、既に今現在、犬や猫を飼っている方については、装着と登録が努力義務になると書いてあります。この改正により、規制への意識が高まり、装着を希望する

飼い主が増えてくるとも考えられます。マイクロチップを埋め込みたい場合には、登録申請代を含めた金額が1万から2万円の予算となるようです。今後は、装着を希望する方への補助金制度も必要じゃないかと思います。自治体の中には、既にこうした費用の一部を補助しているところもありますが、当町の考えをお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 令和4年から始まる改正動物愛護法に伴う犬猫の繁殖業者へのマイクロチップ装着義務化については、環境省から制度改正資料は受けていますが、管理実務になる実際の変更点等の詳細説明は今後になるというふうに聞いております。

ご質問のあった既に飼育されている犬猫へのマイクロチップ装着希望者に対しての費用補助については、装着後のデータ管理、システム等を含め自治体がどのように利活用していただけるか検討する必要があるのではないかと考えております。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） よくちょっと聞き取れなかったんですけども、検討していくということで、最後のちょっと自治体の検討していく……

町長（鬼頭春二君） マイクロチップを装着したデータを自治体がどのように利活用していただけるか検討する必要があるのではないかと。ただ、マイクロチップを埋め込めばいいという話じゃないんだと思っています。それをどのように利活用していくか、その辺を整理しないと、次の段階に進めないんじゃないかというふうに考えております。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 分かりました。今後、前向きな取組を期待したいと思います。

また、業者は義務化ですけれども、個人の家で生まれた犬猫等についても、多分これ装着は義務となると思うんですね。ぜひその辺を理解していただき、今後、補助金についてとか考えていただければと思います。

昨年、鹿野沢区で猫の多頭飼育から飼育崩壊となり、飼い主が飼育放棄、空き家となった密室状態の家の中から50匹以上の猫の死体が発見された悲惨な事件があり、新聞やテレビなどのメディアで大きく取り上げられました。当時、近隣の住民からは悪臭と大量発生したハエに対して苦情や、中には共食いを目撃、そのことを飼い主に伝えるも状況を改善することもなく、ブルーシートで隠し、ドアは猫が逃げられないようにくぎを打ちつけ、猫が死ぬことを想定しながら密室に意図的に閉じ込めた悪質な事件でありました。

この事件は、多頭飼育による飼い主による動物虐待であり後に、飼い主は動物愛護法の違反の罪で逮捕されましたが、早い段階で避妊手術を施していれば防ぐことができた事件でありました。

先日、この事件が起きた建物に行ったところ、空き家と思われる建物内に数匹の猫がいるのを外からでも確認できます。現在、誰かが水や餌を与えているものと思われます。近隣の住民の方に伺ったところ、誰が餌をやっているか分からないが、以前のような悪臭はなく、あまり気にならないと言っていました。町はこのことを把握しているのか、お伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 令和元年10月に鹿野沢地区内の空き家において、多数の猫の死骸が発見され、その後、令和2年7月に県内在住の男性が、動物愛護法違反で逮捕されたという事案が新聞でも大きく取り上げられ、認識をしているところであります。

この事件発覚のきっかけは、大家が動物愛護団体の犬猫法人、わんにゃんネットワークに相談したことが始まりだったというふう聞いております。その経過の中で、令和2年2月に、生活水道課担当者がわんにゃんネットワークに大家の状況を確認したところ、大家の飼っている猫は避妊手術が全て済んでいるので、増える心配はないこと、定期的に餌を与えているとの記録はありましたが、その後の状況については把握はされておられません。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 大家が現在、餌をやっているということで、残っている猫は避妊手術をしているということですが、それでもあれだけの社会問題になった事件ですので、今後、中の猫が増えることがないように町としても十分監視していったほうがいいと思いますので、その辺お願いしたいと思います。

多頭飼育問題が年々増加傾向にあると言われております。多頭飼育に陥る人は、まず最初に身近な人やボランティアに相談する傾向があると言われております。そういったことから身近な相談役であるボランティアと行政が緊密に連携できるようになれば、より効果的で早期の介入が可能になりますが、その辺、今後、ボランティアと緊密にできるようなそんな考え、町として今、持っているのかちょっとお聞きしたいのですが、どうでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町もですね情報収集にはよく努めていますけれども、なかなか全部全部把握し切っているとは言えないんだというふうに思っています。ですから、ボランティアの皆さんがふだん活動されて、気になったことがあれば、生活水道課が窓口になっていますので、そちらに情報をお寄せいただければありがたいというふうに思います。

議長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） ボランティアの方から情報提供があれば、町が動いてくれるというようにことで、分かりました。

そんな中で地域猫活動についてもいろいろな意見があるんです。自由気ままに暮らしている野良猫を捕まえて、不妊手術をして耳をカットするなんてかわいそうだという人もいます。でも、かわいそうだからといって、ただ餌を与えることは逆にかわいそうな野良猫を増やすことになり、野良猫の殺処分がなくなることはありません。

TNR活動は、殺処分を減らすのに最も有効な手段と考えられています。平成29年にこのような群馬県では、「飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫対策ガイドライン」というを出しています。このパンフレットの中に、地域猫活動が紹介されています。また、TNR活動も推進しています。町もこの活動、町長も最初知らなかったというんですが、ほとんどの町民が知らないと思います。今後は多くの町民に知っていただくための周知活

動も必要かと思いますが、その辺の考えをお伺いします。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 県が作成いたしましたガイドラインの基本的な考え方は、飼い主は適正な飼育の準備をし、飼い猫の生涯を共に幸せな生活が送れるようになるために作成されております。

この中で、動物愛護センターでは保護している猫の譲渡事業を推進しておりますが、飼い主のいない猫の能力性が大きな課題となっており、その対策として地域猫活動やTNR活動が紹介をされております。先ほどもご説明いたしましたとおり、動物愛護センターの取り次ぐ飼い主のいない猫への不妊・去勢手術に至る経費負担の軽減化、地域猫活動への取組への支援、地域猫活動の普及啓発の支援について、行政区や地域で相談があった場合には、動物愛護センターが行っている支援事業の紹介やパンフレット等の配布を行って、これからも継続していきたいというふうに考えています。

議 長（山田庄一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4 番（阿部 清君） ぜひ1人でも多くの町民の方に周知できるような方法でお願いしたいと思っております。また、それによりこの活動が多くの方に興味を持っていただけると思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

本日質問しました取組により、今まで殺処分されていた不幸な犬や猫がいなくなることで、人と動物が真に共生できる社会を目指し、多くの方が興味を持ち、人と動物が幸せに暮らせる社会の実現に向けたさらなる取組を期待しまして質問を終わりにします。ありがとうございました。

議 長（山田庄一君） これにて4番阿部清君の質問を終わります。

---

散 会

議 長（山田庄一君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

明日12月1日は、午前9時より一般質問を再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（13時45分 散会）